

令和7（2025）年度
自己点検・評価報告書

学校法人 池坊学園
池 坊 短 期 大 学

《目次》

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	1
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	1
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	3
テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証	12
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画	14
 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	15
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	15
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	30
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画	44
 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	47
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	47
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	54
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	59
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	60
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画	64
 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	65
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	65
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	67
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	70
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画	71

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ－A－1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜基準Ⅰ－A－1の現状＞

本学は、550余年の歴史と伝統を有する華道家元池坊のいけばなの精神を基盤とする高等教育、人材育成を目指したことに始まる。したがって、本学の建学の精神は池坊華道の精神である「和と美」である。これは、華道発祥の地である六角堂の開祖・聖徳太子の十七条憲法第一条「和を以て貴しと為す」に基づいている。個人の内面的な「調和」、「温和」を重んじ、生活環境や自然との「調和」、そして人々の「平和」をめざす日本古来の精神性として「和」を理解した上で、日本文化の追求してきた「美」が「和」の具現・具象であると捉え、和のこころを美しく表すことは人として生きる姿勢の根本であるとするのが、教育理念である。「池坊短期大学学則」第1条において「本学は、学校教育法にしたがい文化芸術、環境文化および幼児保育に関する専門的な教育を施し、建学の精神である『和と美』を身につけた教養ある社会人を育成することを目的とする」と示し、学則第2条において、その建学の精神に基づく教育理念を明確に示している。

建学の精神は、学内に向けては学生全員に配付する冊子「学生生活のしおり」に明記している。また、一年生の必修科目として設置している「気づきと思考力」は、短大生としての学ぶ姿勢を教育するとともに、この建学の精神を学ぶことを柱としており、入学初期の段階で、本学学生は建学の精神の意味と意義、活かし方を学習することになる。

学外に向けては学校案内で学長の言葉と併記している他、本学ウェブサイトの「大学概要」で建学の精神「和と美」、および花を通して「美しく生きる」ことについて、学内外に表明している。

また、本学の建学の精神は、私学の精神として本学固有のものであると同時に、人として生きる姿勢という普遍性を訴求するものであり、教育基本法及び私立学校法に基づく公共性を有するものである。

教職員に対しては、FD・SD等の研修等をはじめとして、建学の精神と教育理念の理解を深める機会を有し、教育の基盤、学びの基本姿勢として活かすよう恒常的に促している。学内の、広く人目に触れることが容易な玄関近くに、「和」と「美」、および「和と美」の含む多義的な意味を平明に書いた「調和」、「和合」、「美し人」、「美妙」等のパネルを掲げ、教職員や学生はもちろん、本学を訪れた人がその精神をおのずと感得できるようにしている。

また、令和4（2022）年には、建学の精神をより平易に、インパクトのある形で学内外に広めようと、学生から公募してタグライン「花を生ける、自分を活かす」を投票で決定し、様々な媒体で使用している。また、建学の精神をコンパクトに文章化したミッションステートメントも作成し、学内での理解を深めている。

ただし、本学は令和5（2023）年度において、令和7（2025）年度の募集停止を決定した。近年の短期大学の入学者減少等が大きく響き、本学の財務を黒字化することができず、経営の継続は困難であると判断したためである。したがって、令和6（2024）年度入学生が最後の卒業生となる。

しかし、本学の建学の精神である「和と美」のところが、現代社会において希薄化しやすい伝統的な日本のところを継承し活かすために、さらにはそのところが日本社会のみならずグローバル社会に貢献しうる普遍性を有することを訴求していくために、きわめて重要なものであることに変わりはない。この精神を、最後まで丁寧に指導し、身につけてもらい、広く卒業生たちに訴求していつてもらいたいと考えている。本学を志望したそのためには、最後まで各会議体、とりわけ教学における教育課程の改定や学習指導計画において表現の改善・向上に努め、それを学内において告知し、確認していかなければならない。

【区分 基準Ⅰ－A－2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

<区分 基準Ⅰ－A－2 の現状>

正課授業の開放については、夏期集中講義を大学コンソーシアム京都の京カレッジを通して、社会人学生の受講を可能にする等の形で継続して行っている。また京都府高等技術専門校を通して成人の保育士資格取得希望者を幼児保育学科の学生として受け入れ、これも継続している。生涯学習については、シニア層の受け入れ拡大を検討しているが、短期大学の学びを直接結びつけることには、本学が実学志向の強い学習編成であることもあり、難しい側面がある。ただし、現在でも職業転換等を考えて学ぶ30～40代の学生が在籍している。

地域・社会への貢献としては、『花きらきら』という祇園祭協賛行事を毎年行っており、コロナ禍で2年の中止を経て令和4（2022）年度には復活でき、開催を続けている。学生による花展を中心とした催事であり、他にも立礼での茶席やスイーツ技術研究部の学生たちが菓子を製作・販売するコーナーも設けて、全学を挙げて祭に参加・協力し、一般への開放をおこなっている。地域社会への根づき・周知が明らかな行事となっており、本学であればこそ可能な貢献であるので、最後まで継続して地域への貢献・交流をはかるよう努力する。

<テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神の課題>

「和と美」の精神を、教育理念から各ポリシー、コースの教育目標等へ落とし込む作業はできており、日本固有の伝統文化の精神が、日本の枠を超える普遍性・訴求性を有することへの理解をより深めて共有していく必要があることが課題であるが、この点は

最後まで、解決というよりは問題意識として、訴求していくべき点である。本学は「いけばなの学校」ではなく「いけばなの精神の学校」であるから、人としての生き方を、花を通して学ぶという普遍性への観点は、「大学教育としての和と美」をいかに伝えるかということでもあるので、その伝達や表現の工夫は続けていくべきである。

＜テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神の特記事項＞

特になし。

【テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果】

【区分 基準Ⅰ－B－1 教育目的・目標を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ－B－1 の現状＞

建学の精神である「和と美」に基づく大学の教育目的は、学則第1条に定めている。この第1条を受けて、第2条では教育理念を、さらに第6条では各学科の教育目標を明確に定めている。なお本学には、学則上、文化芸術学科、環境文化学科、幼児保育学科の3学科が設置されているが、文化芸術学科は最低在学年限超過学生のため、テーマからは除いて述べることとする。

環境文化学科、幼児保育学科のいずれの専攻分野においても教養教育科目の「いけばなと現代生活」、「気づきと思考力」を必修としている。これはそれらの科目が、建学の精神に基づいた本学の教育の根幹を成しているからであり、その後の各専攻分野での専門教育のための基盤となる編成としている。本学の教育の目標・目的は、学内には「学生生活のしおり」の印刷物で、学外には学校案内やウェブサイトで公表しており、学生の履修登録においても教職員がオリエンテーションの際に詳細に説明し、指導している。

学則に規定されている教育目的は、次のとおりである。

【池坊短期大学の教育目的（学則より一部抜粋）】

（目的）

第1条 本学は、学校教育法にしたがい文化芸術、環境文化および幼児保育に関する専門的な教育を施し、建学の精神である「和と美」を身につけた教養ある社会人を育成することを目的とする。

本学の環境文化学科、幼児保育学科ではそれぞれの学科・コースの目標に即した資格

取得を学習成果の一つとして設定している。その中でも特に、環境文化学科の製菓クリエイトコースでは製菓衛生師、幼児保育学科では保育士、幼稚園教諭の養成機関としての課程認定を受けており、これらの資格取得が目標になっている。また、教養教育科目の該当科目を履修することで、華道家元池坊華道免許状、茶道免許状（表千家・裏千家）を取得することができるのは、他学には無い本学の特長である。

【環境文化学科】

「いけばな・花デザインコース」では、華道や茶道を中心とした日本の伝統文化を継承する人材の育成、また花に直接関わるフラワー業界等で主体的に活躍できる人材の育成を目標としている。教養教育科目により建学の精神である「和と美」の基本となる考え方を修得し、さらに幅広い専門知識と技術の修得のため専門教育科目を設置している。「花伝書概説」、「伝書講読特講」、「花と緑の文化論」の講義科目では、日本の伝統的な考え方やその時代背景を学び、現代に生きる伝統文化の思想や考え方を理解して後世に伝えることを目的とする。また「いけばな演習」、「現代いけばな論」、「生花A・B」、「立花基礎」「立花Ⅰ・Ⅱ」の演習・実習科目では、いけばなの根源である華道家元池坊のいけばなをより深く修得するとともに、他流派の思想をも学び、伝統文化としての華道全体の理解を目的とする。「花卉学概論」、「フラワー産業概論」、の講義科目は、フラワー産業で必要な専門知識を学び、「フラワーコーディネートA・B」、「フラワーアレンジメントA・B」の演習および実習科目は、より実践に近い形で花の演出方法やアレンジの手法を体得する。また、「デッサン・造形基礎演習」を通して、いけばな・フラワーデザインに必要なデッサン力と造形のバランス感覚を習得する。資格としては、必要科目の単位取得により「華道家元池坊華道免許脇教授二級」を取得することができる。さらに「フラワー装飾実習」の授業において「3級フラワー装飾技能士」の資格取得を目指している。各科目の教育内容が、有機的に連携して学習効果を発揮するように、華道の専任教員と非常勤教員による「華道教員懇談会」を定期的に開催し、教育目的・目標の点検を行っている。

「ブライダルプランナーコース」では、ブライダル業界を中心とするサービス産業で主体的に活躍できる人材の育成を目標としている。まず教養教育科目を通じて、建学の精神である「和と美」の基本となる考え方を習得する。それを基盤として専門教育科目の「ウェディングプランナー概論Ⅰ・Ⅱ」、「セレモニーマナー」、「ブライダルの現状」等の講義科目を中心にブライダル業界で従事するための知識を習得し、「ブライダルプランニング基礎」、「衣装コーディネート」、「テーブルコーディネート」、「ブライダルカラーコーディネート」、「サービス実務」等の演習科目により実務で有益な技術の習得を図っている。資格として、国家検定である「ブライダルコーディネート技能検定」を始め、「A S S検定」、「フォーマルスペシャリスト」、「J C M A S パーソナルカラーコンサルタント3級」、「ブライダルフラワーコーディネーター検定」、「サービス接遇検定2級・準1級」、「ホテル実務技能認定試験初級」の受験資格が取得でき、取得に向けて、在学中の受験と合格を目標にしている。それぞれの科目が単体で活用できるだけでなく、知識・技術のさらなる定着が促進されるよう、非常勤教員との授業内容の打ち合わせを

密に行い、効率的な授業を提供できるよう連携と点検を定期的に図っている。

「医療クラークコース」では、医療業界で主体的に活躍できる人材の養成を目標としている。教養教育科目で本学の基礎となる日本伝統文化、またキャリア形成支援科目として、「キャリアプランニング」や「情報リテラシー（基礎・応用）」等を履修する。専門教育科目としては、「診療報酬請求事務」、「医師事務作業補助業務」、「医学概論」、「薬学概論」、「医事コンピュータ」等の講義・演習科目があり、実務や資格取得に有効な知識や技術の修得を目指している。これらの内容は、「医療クラークコース教員懇談会」を開催して、各科目を担当する教員が情報を共有し、効果的な学習が展開できるよう教員相互に定期的な点検をしている。さらに2年次生の後期には、医療機関の実務を体験する機会として「医療機関実習」を設置している。在学中から現場を体験することにより、就職後の離職の抑制につながっていると考えている。資格として、「医療事務技能審査試験」、「医師事務作業補助技能認定試験」、「診療報酬請求事務能力認定試験」、を授業でサポートし、在学中の受験と合格を目標としている。

「製菓クリエイトコース」では、製菓業界で主体的に活躍できる人材の養成を目標としている。専門教育科目としては、「製菓理論（A・B・C）」等の講義科目があり、製菓業界で有効な知識を習得し、製菓衛生師試験で出題傾向の高い内容を中心に学習している。また、「製菓実習（A・B・C）」、「製菓実習上級」、「製パン実習」、「製パン実習上級」「和菓子実習」等の実習科目があり、製菓業界へ就職後に役立つ技術の習得を目的としている。資格として国家資格である「製菓衛生師」の受験資格が取得でき、卒業後の受験を推奨してきたが、平成29（2017）年度入学生から教育課程を見直し、在学中の2年次生後期での受験を可能とした。授業の内容は専門教育科目を担当する教員が共有してきたが、平成30（2018）年度から「製菓クリエイトコース教員懇談会」を開催して、さらに効果的な教育ができるよう定期的に点検している。

「トータルビューティーコース」では、美容業界で幅広く活躍できる人材の養成を目標としている。専門教育科目の「メイク演習」、「ヘア実習」、「ネイル実習」、「アロマセラピー」、「クリエイティブメイクA・B」「ライダルーティー演習」等の演習・実習科目や、「美容基礎理論」、「香粧品学」、「美容栄養学」、「美粧文化論」等の講義科目を履修することができる。基本となる知識や技術を習得した上で、より専門性の高い内容を選択し履修することで、美容業界で活躍するための知識と技術の習得を目的としている。資格として、「アロマコーディネーターライセンス」の受験資格が取得でき、在学中の受験と合格を目標にしている。また、「JNECネイリスト技能検定試験3級」、「JNAジェルネイル技能検定試験初級」、「サービス接客検定」の取得を授業でサポートしている。授業の内容は専門教育科目を担当する教員が共有し、効果的な講義を展開できるように定期的に点検している。

「国際経営情報コース」では、ビジネスの世界で活躍するための基本的知識・スキルを2年間で身につける事を目標としている。専門教育科目の「マーケティング入門」、「マ

ネジメント入門」、「デジタル・ビジネス入門」、「観光入門」、「簿記入門」、「京都文化歴史論」、「ホスピタリティ論」、「会計学」、「企業連携演習」、「実践英語A・B」等の講義・演習科目を履修することができ、基礎となる知識とスキルを習得した上で、それらを深める内容となる「マーケティング論」、「マネジメント論」、「国際イノベーション論」、「情報システム論」、「メディア論」、「観光システム論」、「実践英語C・D」、「マルチメディア演習」、「プログラミング演習」等の講義・演習科目を履修することができる。その中で、各自の興味に応じた5つのサブコースで専門性を磨き、英語力+国際感覚を実践的に身につける。特に「企業連携演習」ではインターンシップを行い、ICTや地域創生などの様々な分野の実務に触れることにより、自らのキャリア上の課題意識を醸成、グローバル化が進む社会の現場で活躍できる人材の育成を目指している。さらに学びを深めたい学生に対しては4年制大学等への編入学を積極的にサポートしている。また、専任教員と非常勤講師による「国際経営情報コース教員懇談会」を定期的に行い、教育目的・目標に即した教育内容の点検を行っている。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、文部科学省に提出した設置の主旨にも記載のとおり、建学の精神である「和と美」を理解し実践でき、「子どもの命を守る」ことを実践できる幼稚園教諭と保育士の養成を目標としている。すなわち幼児保育学科では、

- ①伝統文化の創造的伝承能力
- ②子どもの命を守り、子どもを人間として尊重する能力
- ③子どもの様相の理解や活用する能力
- ④コミュニケーション能力とソーシャルスキル等の習得
- ⑤社会人としてのスキルの習得
- ⑥家庭・地域との連携ができる能力がある人材の習得・養成

を目的としている。専門教育科目では、保育や幼児教育の実践に重要である実技系の科目を中心に、これらの実技科目の基礎になる講義科目を配置している。こうした人材養成の結果として、保育士資格・幼稚園教諭二種免許の取得を目標としている。授業の内容は専門教育科目を担当する教員が共有し、効果的な講義を展開できるように定期的に点検している。特に、ピアノ演奏の技術習得が課題となる音楽においては、専任教員と1名の非常勤教員による「音楽教員懇談会」を定期的に行い、授業における問題点や改善点を共有しながら、効果的な指導を点検している。

教育目的・目標に照らして設定するディプロマポリシー、カリキュラムポリシーおよびアドミッションポリシーは、入学時に配付する「学生生活のしおり」に明示しており、新入生オリエンテーションをはじめ、必要に応じて学生に対し説明している。また、学外に対しては本学の広報媒体やウェブサイト等で広く発信している。さらに「科目ナンバリング」と「カリキュラムマップ」を「学生生活のしおり」に掲載し、履修科目の目的・目標を体系的に確認できるようにしている。各学科に所属する専任教員で構成する学科会議においては、学生の資格取得状況や就職先等の情報と併せて総合的に教育の目的・目標を点検し、教育課程の編成に反映できるよう毎年検討を重ねている。こうした

定期的な点検は、学科会議や各種委員会(実習委員会、教職課程委員会、教職課程自己点検委員会)のほかに、教員幹部で構成される教学ミーティングや教授会においても学科を横断して全学的に行われている。

環境文化学科では、建学の精神や教育目標に沿って設定される3つのポリシーと教育目標を照らし合わせて検討および関連性を確認する事で、学科の教育目的・目標を点検している。さらに、業界のニーズを常に把握し、それに基づいた情報を学科会議で共有し、各コースの教育目的・目標を点検している。いずれの学科においても、各コースで目標とする専門職の最前線を知る実務家を非常勤教員に招聘したり、専任教員と非常勤教員による懇談会や打ち合わせで、定期的に情報交換を行ったり、さらに、学生の就職先となる企業等の担当者と情報交換する機会をつくったり等、地域・社会の要請に応える人材を養成できるよう努めている。

幼児保育学科においては、学科の教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の養成に込んでいるのかについて以下のような定期的な点検を実施している。内容としては、①保育・教育実習訪問時の園側との面談、②実習生の実習成績票、③養成校である本学と保育園・幼稚園との懇談会で得た情報を点検の材料として役立てている。学科会議や実習委員会等の各種委員会において、教職員でこうした情報を共有し、改善や見直しを図る中で、学科の教育目的・目標を点検している。このほかに、本学の専任講師と非常勤講師との懇談会を実施し、相互に意見を出し合いながら望ましい保育者像や保育の質の保証について理解を深めていく計画である。

【区分 基準Ⅰ－B－2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準Ⅰ－B－2 の現状>

本学では、学則第1条に定めた建学の精神である「和と美」を、和の心を美にあらわし、美を以て和を知ることが真の教養であると考え、その教養を身につけた社会人の育成を教育の目的としている。この教育目的が達成されることは、本学が定めた教育課程を履修して卒業と同時に学位(短期大学士)が授与されることであり、これを一つの学習成果と捉えている。

本学の教育課程は、学則第3条に教育指針として示すとおり、いけばなと伝統文化を中軸とする全人的な教養教育と、生活を成り立たせる「文化」、「環境」を理解・創造する知識や技能の基礎から応用までを習得する専門科目を設置しており、それらを裏づける資格を取得できるよう構成している。この教育目的を達成するために、知性ある社会人育成の基盤となる「教養教育科目」と、各学科・コースの専門性に沿った「専門教

育科目」がある。各学科・コースにはそれぞれ教育目的を達成するために必要な単位数を定めており、卒業の要件としている。環境文化学科の製菓クリエイトコースおよび幼児保育学科は卒業要件と併せた資格取得要件を定めており、その専門性をより明確にした教育課程としている。また他の学科・コースにおいても、専門性の高い教育課程を編成しており、専門分野に関連した資格・免許の取得を奨励している。卒業前の2月上旬に開催する「卒業制作展」においては、1年次生の基礎ゼミから続く2年次生の専門ゼミで学習した専門分野の集大成として、作品展示や研究発表を行い、その学習成果を学内外に発信している。また各学科・コースの専門分野を活かした就職も、本学での学習成果の一つといえる。

【環境文化学科 令和6年度入学生の卒業要件】

コース名	教養教育科目			専門教育科目				総合計 単位数
	必修科目	選択科目	計	必修科目	選択必修 科目	選択科目	計	
いけばな・ 花デザイン	13単位	7単位 以上	20単位 以上	15単位	—	19単位 以上	34単位 以上	62単位 以上
ブライダル プランナー	13単位	7単位 以上	20単位 以上	14単位	—	20単位 以上	34単位 以上	62単位 以上
医療 クラーク	13単位	7単位 以上	20単位 以上	32単位	—	2単位 以上	34単位 以上	62単位 以上
製菓 クリエイト	13単位	7単位 以上	20単位 以上	22単位	—	8単位 以上	30単位 以上	62単位 以上
トータル ビューティ	13単位	7単位 以上	20単位 以上	14単位	—	単位制限 なし	14単位 以上	62単位 以上
国際経営情報	13単位	7単位 以上	20単位 以上	4単位	4単位 以上	24単位 以上	32単位 以上	62単位 以上

【幼児保育学科 令和6年度入学生の卒業要件】

学科名	教養教育科目			専門教育科目			総合計 単位数
	必修科目	選択科目	計	必修科目	選択科目	計	
幼児保育	6単位	8単位 以上	14単位 以上	24単位	24単位 以上	48単位 以上	62単位 以上

【環境文化学科 製菓クリエイトコース 令和6年度入学生の卒業要件+資格要件】

資格名	教養教育科目			専門教育科目				総合計 単位数
	必修科目	選択科目	計	必修科目	選択必修 科目	選択科目	計	
製菓衛生師 受験資格	13単位	7単位 以上	20単位 以上	22単位	—	27単位 以上	49単位 以上	69単位 以上

【幼児保育学科 令和6年度入学生の卒業要件+資格要件】

資格名	教養教育科目			専門教育科目			総合計 単位数
	必修科目	選択科目	計	必修科目	選択科目	計	
保育士	14単位	—	14単位 以上	59単位	9単位以上 ※選択必修	68単位 以上	82単位 以上
幼稚園教諭	14単位	—	14単位 以上	52単位	—	52単位 以上	66単位 以上

保育士＋ 幼稚園教諭	14単位	—	14単位 以上	71単位	3単位以上 ※選択必修	74単位 以上	88単位 以上
---------------	------	---	------------	------	----------------	------------	------------

【環境文化学科】（2024年度入学生）

環境文化学科では、環境を自然、社会、人文などにわたるものと捉え、暮らしを取り巻く環境に現れる美のあり方を探求し、それを踏まえて新しい生活文化の創造に資する能力の開発を目的とする。これに応じて、現代の様々な環境に関わる基本的な専門知識と、自らの「環境」を生み出す高度な技術の習得によって、自分を取り巻くすべてのものと調和し、そこに様々な美を見出し、創り上げる力をもって、社会に貢献できる人材を育成する（学則第6条第1項）と謳い、これを受けて、各コースにおいてディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを設定し、短期大学士（文化芸術学）が授与できるカリキュラムを編成している。

いけばな・花デザインコースは、学位授与とともに「華道免許状（華道家元池坊協教授二級）」、「茶道許状（表千家または裏千家）」、3級フラワー装飾技能士の免許を在学中に取得し、フラワーデザイナー、フローリスト、華道教授といった職業に就くことを学習成果として示している。卒業制作展において、テーマに沿った作品展示と解説という形でいけばなおよびフラワーアートの知識と技術を表現し、発信することも学習成果の一つである。

ブライダルプランナーコースでは、学位授与とともに、「ブライダルコーディネーター技能検定3級」、「ASS検定」、および「フォーマルスペシャリスト」の資格を在学中に取得し、ブライダルプランナー等のブライダル関連職に就くことを学習成果として示している。卒業制作展において、共同作品として模擬挙式という形でブライダルプランナーとしての企画・構成能力を発表することも学習成果の一つである。

医療クラークコースは、学位授与とともに「医療事務技能審査試験」、「医師事務作業補助技能認定試験」、「診療報酬請求事務能力認定試験」の3つの関連資格を在学中に取得し、医療機関で事務系の職業に就くことを学習成果として示している。卒業制作展において、医療業界の現状と課題について研究発表することで医療事務に係る専門的な知識や見識を発信することも学習成果の一つである。

製菓クリエイトコースは、学位授与とともに国家資格である「製菓衛生師」の資格を在学中に取得し、パティシエ等の製菓職人になることを学習成果として示している。また卒業制作展において、テーマに沿った作品展示と解説という形で製菓の知識と技術を表現し、発信することも学習成果の一つである。

トータルビューティーコースは、学位授与とともに「アロマコーディネーターライセンス」、「JNECネイリスト技能検定」、「JNECジェルネイル技能検定」、「サービス接客検定」等の関連資格を在学中に取得し、美容関連のプロとして職業に就くことを学習成果として示している。また卒業制作展において、ヘアメイク作品を展示して専門的な知識や技能を発表することも学習成果の一つである。

令和4（2022）年度に新設された国際経営情報コースは、特定分野の職業を目指す既存の学科・コースとは異なり、幅広くビジネス全般に共通する知識やスキルを修得

することが学習の目標である。卒業制作展においては、現代ビジネスに関連した経済、経営、ICT、観光、起業など学生個々に多様な知識や見識を発信することも学習成果の一つである。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、その教育目標について、「和と美」は、人間活動の本質である「対話（コミュニケーション）、共生の精神性」を包含すると捉え、「子どもの命を守る」ことを実践できる人材の養成を目的とする。すなわち、対象を知り、また自らを知ることによって相互の差異を認め合い、支え高め合うことでさらなる和と美を生み出すことができる。この精神を基軸に、伝統文化の創造的伝承、人材形成の基盤の確立を援助・指導、さらには家庭・地域との連携を図ることのできる、時代が要請する保育および幼児教育の専門職を養成する（学則第6条第3項）と謳い、これを受けて、学科のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを設定し、短期大学士（幼児保育学）が授与できるカリキュラムを編成している。また幼児保育学科では、学位授与とともに国家資格として「保育士」、また「幼稚園教諭二種」の免許を取得し、卒業後は幼児の保育・教育の現場で働くことを学習成果として示している。

各科目における単位認定は以下の通りである。まず、授業回数の3分の2以上の出席があることを単位認定試験の受験資格としている。その上で授業態度や課題提出状況等を平常点として考慮し、単位認定試験（筆記試験、レポート試験、実技試験等）の評価により担当教員が認定する。成績評価は、100点満点でS・A・B・C・Fの5段階で評価し、60点未満をF評価の不合格としている。F評価となり単位取得ができなかった場合においては、申請により学長の承認を経て、再試験を受けることができる。正当な理由で単位認定試験を受けられなかった場合は、申請により学長の承認を経て、追試験を受けることができる。単位認定試験の可否（成績表）は、学期毎に学生本人に成績表として担任教員が手渡し、同時に保護者へも郵送で通知している。

各学科・コースにおける教育目的・目標や学習成果は、「学生生活のしおり」、「シラバス（講義概要）」において学生に示している。また学外および本学志望の高校生へは、学校案内やウェブサイトで明示している。

学習成果としての学位授与および資格・免許取得のための教育課程については、毎月開催される学科会議や教学ミーティングにおいて、学校教育法の短期大学の規定に照らし定期的な点検を実施し、毎年のカリキュラム編成時に反映している。平成30年度に、前年度までの検討事項をもとにして、各業界で必要とされている人材を養成し、各分野での専門性をより前面に出す反面、在学中に進路変更する学生にも柔軟に対応できるカリキュラム編成とすることで、学生満足度の高い教育課程を整備した。同時に、取得できる資格の種類や時期を見直し、いくつかの新たな資格を授業内でサポートし始めたほか、製菓クリエイトコースでは在学中に「製菓衛生師」を受験できるカリキュラムに変更し、令和6年度についても、それを実行した。

【区分 基準Ⅰ－Ｂ－３ 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準Ⅰ－Ｂ－３ の現状>

三つの方針については、本学の建学の精神や教育課程とそれぞれの方針を関連付けながら、当時の教務委員会により検討され、学科会議、教授会での議論を経て策定された。さらに平成28(2016)年度の幼児保育学科新設においては、建学の精神の再定義、教育目的・目標の再整備とともに三つの方針を再検討し、本学の教育課程が一貫性を持つよう体系づけている。三つの方針の策定にあたっては、短大全体、各学科・コース、各科目と視点を変えながら、それぞれの内容が相互に連携し合うように作られており、一貫性を保てるよう毎年、学科会議、教学ミーティング等において定期的な見直しを行っている。特に入学者受入れの方針と卒業認定・学位授与の方針については、在学生だけでなく本学への入学を希望する高校生にも理解しやすいよう、平易な短文の4項目で学科・コースごとに作成し、広く理解を深めてもらえるようにしている。さらに、卒業認定・学位授与の方針は各科目にまでおとし込むことで教育課程との関連を明示し、カリキュラムマップを作成することで視覚的にも理解しやすく工夫している。

このように入学者受入れの方針は入学試験の実施において、教育課程編成・実施の方針はカリキュラム策定や見直した各科目の教育内容において、卒業認定・学位授与の方針は卒業要件、成績評価の基準、学習成果の査定において、それぞれ教育活動が三つの方針を踏まえた上で行われている。

本学の三つの方針は、新入生全員に配付される「学生生活のしおり」に掲載して新入生オリエンテーション等で説明するほか、本学ウェブサイトや入学案内等に掲載して、広く学内外に表明している。

<テーマ 基準Ⅰ－Ｂ 教育の効果の課題>

第一に、地域や社会のニーズに応えるべく、各学科・コースの教育目標・目的を見直し、本学が目指す「和と美」の精神による一貫した教育内容を目指す必要がある。その上で、教育目標・目的を時代の要請に適合する形で具体的に表現し、広く社会に、とりわけ本学を志望する高校生に理解してもらえるよう工夫することは課題のひとつである。

第二に、本学は、日本の伝統文化である華道における「和と美」という、一般的には理解しづらい教育理念を教育課程におとし込んでいることから、学生全員が日々の授業の目的を理解して取り組んでいるとは言い切れず、教育の目的・目標に基づいた学習成果を学生にも分かりやすく明示することは継続した課題である。

第三に、本学は就職に直結する専門性の高い学科・コース編成としていることから、

その専門性を生かした就職、つまり専門分野就職率をいかに高めていくかも各学科・コースの教員とキャリア支援部が協力して取り組むべき課題と言える。

こうした課題に取り組みながら、教育の効果をいっそう改善していくために、他にはない華道を基軸とする本学ならではの教育の向上・充実に全教職員が意識して取り組んでいきたい。

＜テーマ 基準Ⅰ－Ｂ 教育の効果の特記事項＞

本学の建学の精神である「和と美」に基づく教育理念が、社会のニーズに合った形で広く社会に周知・浸透されるよう、各学科・各コースの教育課程に浸透することを補う目的から、以下の６点を初年度教育プログラムとして体系化している。

- ①学校案内やウェブサイトおよび入学前教育において、建学の精神や３ポリシーを高
校生にも理解しやすい言葉で浸透させた。
- ②入学前教育において華道関連図書を提示、読書後のレポートを課題として提出。
- ③2024 年度入学式は華道家元の六角堂で実施し、花伝書「池坊専応口伝」を入学式で
朗読することで、華道の歴史と文化を体感。
- ④華道家元の六角堂での入学式において、献華「礼式生け」を見学することで、本学
への帰属意識を形成。
- ⑤華道を教える「いけばなと現代生活」、建学の精神を教える「気づきと思考力」を
全学共通の必修科目として１年次生前期に設置。
- ⑥学習活動の向上を目的として、「読む力、書く力」を育成する「リーディング＆ラ
イティングスキル」を１年次生前期に設置。

また、本学では３つのポリシーに加え、教育成果としての学習の達成を、在学２年間だけでなく卒業後の学生の将来像として描く、本学独自の「キャリア・ポリシー」を置くことを平成３０（２０１８）年度に決定した。令和６（２０２４）年度においても、この４つのポリシー構成を中軸の考え方として、本学の教育方針を定め実施し検討を重ねている。

【テーマ 基準Ⅰ－Ｃ 内部質保証】

【区分 基準Ⅰ－Ｃ－１ 自己点検・評価活動の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （１）自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- （２）定期的に自己点検・評価を行っている。
- （３）定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- （４）自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- （５）自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- （６）自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準Ⅰ－Ｃ－１ の現状＞

自己点検・評価のため、「池坊短期大学自己点検・評価委員会規程」を本学では整備している。学園全体としては「学校法人池坊学園管理運営自己点検・評価委員会規程」がある。しかし、現在では学園下で運営している学校は短期大学単体であり、検証も短期大学に係るものであることから、池坊短期大学自己点検・評価委員会が中心的な役割を担うこととなっている。学長を委員長、副学長を副委員長として、構成委員は以下の通りである。理事長、文化芸術学科・環境文化学科・幼児保育学科の各学科長、短大事務部長、教学部・キャリア支援部・総務部の各部長、図書館長、FD委員長、SD委員長、ALO、ALO補佐、各部署事務責任者である。また、委員会を支える事務局の長はALO補佐を務めている。

本学の活動の総括としての自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が中心となって各学科、各委員会、各部署が分担して報告書を作成することで検証しており、毎年製本して、本学ウェブサイトでも公表している。例年は10月頃に完成させて、学内の教職員全員に配付するとともに、自己点検・評価委員会において保管し、必要に応じて学外に公表している。自己点検・評価の報告書を作成する際には、前述の各部門長や部署で担当する。同時に、報告書作成者と報告書校正・点検者を異なる者が担当するよう分担・編成して、執筆→校正→修正を重ねていく方法で行なっている。この方法を採用しているのは、報告書を相互にやり取りして進行するので、各人が個別の部分だけではなく全体を意識しながら取り組むことができ、またその原稿作成のために諸部署・諸学科に問い合わせ等の作業を行うので、作業員以外の教職員も点検・評価の進行を実感でき、結果として、可能な限り多くの教職員が、何らかの形で関与することになるからである。こうした作業プロセスを組むことで、学内業務の状況について、様々な視点から包括的に把握できることになる。

高等学校等の関係者の意見を直接的に聴取して自己点検・評価に取り入れることは、現在、行っていないが、Ⅰ－Aで記載した協定先の高等学校等をはじめ、入学広報部が高校訪問等の際、特に本学入学者の多い学校を中心に、本学に対する意見をきめ細かく聴取すること等を通して、本学が振り返りを行う際の基準の一つとして活用している。

本学の自己点検・評価は、毎年度、継続的に実施している。現在は特に、文部科学省に義務づけられている『経営改善計画』や学園の『事業計画』等の計画や方針を基準として、自己点検・評価委員会と各部門が相互に連携して、点検・評価項目の作成、点検・評価の実施、課題の把握、改善計画の実施というPDCAサイクルの実践を目的に運用するよう努力を継続している。逆にこのサイクルを活用して、学園の事業計画の策定や経営改善計画の作成において、自己点検・評価を活用している。また事務職員が所属する各部署においても、月別業務分担表等を活用して日常業務の計画的な点検・評価を行っている。

【区分 基準Ⅰ－Ｃ－２ 教育の質を保証している。】

＜テーマ 基準Ⅰ－Ｃ－２ の現状＞

各学科、コース共に、アドミッション、カリキュラム、ディプロマの三つのポリシーの下に、学習成果を焦点とするアセスメントを行っている。というのも、特に本学では、公的な資格取得を目指した学科・コースが多い（医療クラーク、製菓衛生師、幼稚園教諭、保育士）。これらの資格取得に対応した学習成果を挙げているかを定点観察的に着実に継続的に査定する必要がある。カリキュラム検討の際には、この点検も行っている。

カリキュラムは、2年ごと（卒業までの1サイクル）を最短として検証、2サイクル回した時点で抜本的な見直しが必要か否かを基準として、検証、改革改善を進めてきた。これらのカリキュラムのサイクルを基準とした教育の向上・充実のためのPDCAサイクル活用は、学科会議・教学ミーティング・教授会において継続的にやっている。2020年度に仕上げた各学科・コースの専門教育のカリキュラム改革は、一定度成果を上げているという認識であるので、今後は微細な改善にとどまらざるをえないであろうが、検証は行っていかなければならない。

学校教育法、短期大学設置基準等、関係法令の変更等はそのつど確認し、法令の遵守に努めている。

＜テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証の課題＞

募集停止により、2024年度入学生が最後の卒業生であることが決定したことにより、今後の課題は、現状維持である。

残る1年では、大きく新たな改革改善の必要性がない体制を、いかに漏れなく稼働させるかということが重要である。

自己点検・評価において他学との相互評価は現段階まで実施に至っていなかった。今後、他学での評価員を経験した教職員を中心に、客観的な観点を以って自己評価に最後まで努めなければならない。合理的で質の高い体制および業務執行を行っていくことを目標として、現在までの良い点を活かしつつ、積極的な現状維持に努めることが最重要課題になる。

＜テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成29年度の第三者評価で指摘された項目については、すでに改善した。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

財政が厳しい中ではあるが、学生の教育の質を保ち続けるためにも、実態に即してすみやかな計画を立案・執行が求められる。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程】

【区分 基準Ⅱ－A－1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ－A－1 の現状＞

入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針の明確化し、本学においてもそれぞれをアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーとして定めた。学科ごとの卒業認定・学位授与の方針については、「学科教育目標」として学則第6条に明示し規定されている。また、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件についても卒業認定・学位授与の方針に基づいて、学則および「池坊短期大学科目履修規程」にそれぞれ明示し規定されている。学生全員に配付する「学生生活のしおり」においては、卒業認定・学位授与の方針を各学科・コースごとに、理解しやすい平易な短文の4項目に分けて明記している。さらにこの4項目は各科目レベルにまでおとし込まれ、学科・コースの教育課程における各科目が、学位授与の方針にどう関連しているのかを明示し、カリキュラムマップという形で学生が視覚的にも理解しやすい工夫を行っている。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件についても、学則等の諸規程を理解しやすく補うために「学生生活のしおり」において詳細に明記している。また、学外に対しては本学ウェブサイトに掲載して公表している。

「学生生活のしおり」に明記されている各学科・コースの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）は以下の通りである。

【環境文化学科】（2024年度入学生）

令和5（2023）年度に学科統合された環境文化学科では、環境を自然、社会、人文などにわたるものと捉え、くらしを取り巻く環境に現れる美のあり方を探求し、それを踏まえて新しい生活文化の創造に資する能力の開発を目的とする。これに応じて、現代の様々な環境に関わる基礎的な専門知識と、自ら環境を生み出す高度な技術の習得によって、自己を取り巻くすべてのものと調和し、そこに様々な美を見出し、創り上げる力をもって、社会に貢献できる人材を育成する。

① [知識・技能・理解]

生活環境に関する幅広い知識を有し、活用のための創意工夫ができる。
生活環境分野において、自らが設定する資格取得等の目標達成のために必要となる専門知識や実践的な技能等を身に付け活かすことができる。

② [思考力・判断力・表現力]

生活文化、生活環境における現状を理解し、課題に対して多面的かつ総合的に思考することを通して、状況に応じた判断ができる。

③ [探求心・主体性・多様性・協働・社会性]

くらしを取り巻く環境に現れる美と、新たに創造される生活文化に必要とされる知識、技能の修得のために主体的に取り組むことができる。

さらに、これを踏まえた環境文化学科のコースごとのディプロマポリシーは、以下の通りである。

いけばな・花デザインコース

① [知識・技能・理解]

いけばなおよびフラワーアートの技術を学び、新たな創作をすることができる。

② [思考力・判断力・表現力]

いけばなおよびフラワー産業の専門知識を、自らの考えでまとめることができる。

③ [探求心・主体性・多様性・協働・社会性]

いけばなを学ぶことの意義を感じとり、多様化する社会へいけばなを発信することができる。

ブライダルプランナーコース

① [知識・技能・理解]

ブライダル産業に携わる上で基礎となる知識と技術を有し、業務を遂行することができる。

② [思考力・判断力・表現力]

修得した知識・技術を用いて、様々な手法で自身の考えを発信することができる。

③ [探求心・主体性・多様性・協働・社会性]

ブライダル産業に関して常に興味関心を持ち、自ら調べ考えることができる。また、自身の考えに基づき責任を持って行動することができる。

医療クラークコース

① [知識・技能・理解]

医療業界に関して常に関心を持ち、問題提起ができる。

② [思考力・判断力・表現力]

医療事務に係る専門的な知識と技術を習得し、様々な手段で他者に伝えることができる。

③ [探求心・主体性・多様性・協働・社会性]

医療業界で主体的に、かつ積極的に活躍できる。

製菓クリエイトコース

① [知識・技能・理解]

製菓に関する専門的な技術を修得し、様々な手段で他者に伝えることができる。

② [思考力・判断力・表現力]

製菓業界の現状を多面的に捉え、物事を判断することができる。

③ [探求心・主体性・多様性・協働・社会性]

製菓に関する幅広い知識を持ち、活用することができる。

トータルビューティコース

① [知識・技能・理解]

美容に関する専門的な技術を修得し、様々な手段で他者に伝えることができる。

② [思考力・判断力・表現力]

美容業界の現状を多面的に捉え、物事を判断することができる。

③ [探求心・主体性・多様性・協働・社会性]

美容に関する幅広い知識を持ち、活用することができる。

国際経営情報コース

① [知識・技能・理解]

日本の伝統文化を理解し、日本語・英語による日常生活や仕事に必要なコミュニケーション・適切なプレゼンテーションができる。また、ICTに関する多様な知識やスキルを身につけることで、社会や企業で必要とされる情報収集・発信ができる。

② [思考力・判断力・表現力]

情報収集・分析力やコミュニケーション力を駆使し、生起する課題についての的確に判断し、自ら積極的に行動することができる。

③ [探求心・主体性・多様性・協働・社会性]

国内外の社会・経済活動に関心を持ち、主体的に課題を解決することができる。
また、チームの中心となって、課題に取り組むことができる。

【幼児保育学科】

幼児保育学科では、「和と美」は、人間活動の本質である「対話（コミュニケーション）、共生」の精神性を包含していると捉え、「子どもの命を守る」ことを実践できる人材の養成を目的とする。すなわち、対象を知り、また自らを知ることで相互の差異を認め合い、支え高め合うことでさらなる和と美を生み出すことができる。この精神性を基軸に、伝統文化の創造的伝承、人格の形成の基盤の確立を援助・指導、さらには家庭・地域との連帯を図ることのできる、時代が要請する保育および幼児教育の専門職を養成する。

幼児保育学科のディプロマポリシーは以下のとおりである。

① [知識・技能・理解]

保育、幼児教育を担うための知識・技能を身につけ、現場に応じて柔軟に対応し活用することができる。

② [思考力・判断力・表現力]

保育、幼児教育の現状を理解し、子どもの豊かな発達を保障心するために専門的見地から多面的かつ総合的に思考することができる。

③ [探求心・主体性・多様性・協働・社会性]

保育、幼児教育を担う人間として、子どもの命を尊重し、その責任の重さを深く認識して取り組むことができる。

「短期大学士」は学校教育法の学位規則、短期大学設置基準に定められた学位であり、本学の卒業要件を満たした者に、その所属していた学科名を冠した学位を授与することとしている。各学科・コースにおいては資格・免許を取得するための要件も明示しており、それらの資格・免許は社会的に広く認知されているものである。例えば全学生が取得できる華道・茶道の免許状は伝統文化において認知されている。製菓クリエイトコースの製菓衛生師、幼児保育学科の保育士は国家資格であり、幼児保育学科の幼稚園教諭二種免許は教育職員免許法により都道府県教育委員会より授与される教員免許である。またそれ以外の学科・コースで取得を奨励している資格・免許も、各専門業界において最も認知度が高いものを採用している。こうした資格・免許を取得した卒業生は、大半がその専門分野を活かして就職しており、結果としてその業界に就職後は企業から高い評価を得ている。こうした点からも本学の各学科・コースにおける学位授与の方針は、社会的通用性が十分にあるといえる。

本学の卒業認定・学位授与の方針は、各学科・コースの専門性と深く結びついていることから、各業界で必要とされる知識や技能を反映することが必要であり、教育課程を策定する際に学科会議や教学ミーティング、教授会において定期的に確認を行い、必要に応じて見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ－A－2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、

成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

（３）教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ－Ａ－２ の現状＞

各学科・コースの教育課程は、本学が学則や規程で定めている卒業認定・学位授与の方針に対応しており、短期大学設置基準に則って体系的に編成されている。建学の精神である「和と美」を理解し、学科・コースごとに定めた教育目標を達成するために、教養教育科目（一般教養）と専門教育科目から構成し、２年間で卒業（学位取得）に必要な単位を取得させる。また専門教育科目については、資格・免許の取得要件を満たすために、文部科学省や厚生労働省あるいは民間の組織・団体における資格・免許の認定要件に定められた内容を反映した教育課程で編成している。

環境文化学科では、各コースの専門性に応じて体系的に学び、生活文化を成り立たせる「環境」を理解、創造しうる知識と技能の基礎から応用までを習得できるよう「専門教育科目」を設置している。また同時に、高度な知識と技術を裏付けする資格取得ができるよう構成している。これによりディプロマポリシーで明記した能力を習得すべく、コースごとに学習成果に対応した教育課程が編成されている。

幼児保育学科では、保育の専門家としての専門性を体系的に学び、子どもやその子どもを取りまく「環境」「文化」等を理解し、創造しうる知識と技能の基礎から応用までを習得できるよう「専門教育科目」を設置している。また、高度な知識や技術を裏付けする資格・免許が取得できるようにも構成している。これによりディプロマポリシーで明記した能力を習得すべく、学習成果に対応した教育課程が編成されている。さらに、近年の大学教育において効果があるといわれているアクティブラーニングの手法についても、講義及び演習のいずれの形式の授業でも積極的に導入して実践している。

学科・コースの教育課程については、「教養教育科目」と「専門教育科目」から構成し、以下に述べるとおり体系的に編成している。

まず、教養教育科目は歴史的・文化的・社会的な基礎知識を身に付け、知性ある社会人育成の基盤とするために設置している。令和６（２０２４）年度は、環境文化学科は、３２科目が配当されており、そのうち必修科目は８科目である。またその授業形態は、講義１１科目、実習１０科目、演習１１科目である。幼児保育学科は、１５科目が配当されており、そのうち必修科目は３科目である。授業形態は、講義４科目、実習８科目、演習３科目である。いずれの学科においても、本学の建学の精神を教える「いけばなと現代生活」、「気づきと思考力」を配置して必修科目としている。

次に、専門教育科目については、学科・コースごとに設置している。環境文化学科の専門教育科目は、いけばな・花デザインコース２８科目、ブライダルプランナーコース２５科目、医療クラークコース２６科目を、製菓クリエイトコース２７科目、トータルビューティーコース２５科目、国際経営情報コースでは２５科目を、そして幼児保育学科の専門教育科目は、６３科目が配当されている。専門教育科目については、環境文化

学科の各コースは、コースごとに専門知識や技術を身につけるべき科目を必修として、5～8科目配置している。ただし、資格取得要件が深く係るコースにおいては、医療クラークコース17科目、製菓クリエイトコース11科目と他に比べて必修科目の配分が高くなっている。また、全学科においては、1年次生で「基礎ゼミ」、2年次生で「専門ゼミ」を通年科目として配置し、初年度教育から専門教育そして卒業制作展に至るまでを一貫して教育できるよう、一人の専任教員が担任として受け持つシステムとしている。幼児保育学科は、保育士資格・幼稚園教諭二種免許の取得を目指す養成機関として、15科目の必修科目を設置している。また、幼児保育学科では、実習関連の科目を特に重視している。そのため、保育実習や教育実習のための「実習指導」を科目設定だけでなく、課外で「実習オリエンテーション」を置いて、補助的な指導を行っている。さらに、保育・幼児教育にとって重要である5領域のうち、特に音楽表現に係る科目については専任教員1名と非常勤講師1名を配し、学習成果の達成のために手厚い指導が可能な体制としている。

本学はキャップ制（履修上限単位数）を設けており、年間で1年次48単位、2年次56単位を超えての履修登録を認めていない。（大学コンソーシアム京都の単位互換制度による履修を除く。）ただし、資格取得のために必要となる単位数の関係から、環境文化学科の製菓クリエイトコース、および幼児保育学科についてはキャップ制の適用は行っていない。

次に成績評価の方法である。成績評価は、短大設置基準等に則り、客観性や厳格性を確保すべく、学則および「池坊短期大学科目履修規程」に基づいて厳格に適用している。教育の質保証に向けて厳格に適応するため、平成20（2008）年度から全ての科目において「授業回数の3分の2以上の出席がないと受験資格を失う」と定め、この要件を満たさなければ単位認定試験を受けることができないとしている。その上で授業態度や課題提出状況等を平常点として考慮し、単位認定試験（筆記試験、レポート試験、実技試験等）等により担当教員が評価する。成績評価は、100点満点でS・A・B・C・Fの5段階で評価し、60点未満をF評価の不合格としている。F評価となり単位取得できなかった場合においては、学生からの申請により教授会承認を経て、再試験を受けることができる。また、正当な理由で単位認定試験を受けられなかった場合は、教授会承認を経て、追試験を受けることができる。試験監督は原則として科目担当の教員が受け持つが、その要領や注意事項を事前に文書で周知して、特に学生の不正行為に対し厳格に対応することとしている。

次にシラバスへの明示である。設置する全ての科目については、シラバスのフォーマットを統一し、科目名、科目担当者、科目区分、単位数、開講時期、授業形態といった基本的な情報はもちろん、学習目標（到達目標）、ディプロマポリシー、授業テーマ（教育目的）、授業概要、授業計画、評価方法（成績評価基準）、準備学習内容、履修条件、免許・資格との関連、教科書・参考書・用具、履修条件、オフィスアワー（授業相談）、学生へのメッセージ（履修上の注意等）と仔細に渡り記載している。シラバスは本学ウェブサイトにおいても広く公表している。

令和6（2024）年度の専任教員は、教授14人、准教授4人、講師4人の計22人であり、短期大学設置基準の教員数を満たしている。本学はその学科・コースの教育

課程の専門性において、資格・免許取得が深く関連していることから、専任教員および非常勤教員においてはそれらの取得のための基準を満たす配置がなされている。特に非常勤教員を置く際には、該当科目を担当する妥当性について資格・業績・実務経験等を照合して、教授会での確認が行われている。教員の採用においては、「池坊短期大学専任教員任用規程」、「池坊短期大学特別任用教員任用規程」、「池坊短期大学専任教員資格審査規程」、「池坊短期大学任期付教員任用規程」に基づいて、教員任用委員会、人事委員会を開催して、教員の資格・業績・実務経験等についての適切な選考を行っている。

各学科・コースの教育課程については、学科会議、教学ミーティング、教授会等を通して毎年見直しを行っている。教養教育科目は大別すると、華道、茶道、伝統文化等の建学の精神に関連する科目群と、社会生活、キャリア形成、外国語等の社会人としての教養教育に関連する科目群とに分類され、短期大学として、専門分野だけではない社会人としての幅広い知識と教養を習得させることを意識しながら見直しを図っている。特に華道を教える「いけばなと現代生活」では専任教員と華道科目担当の非常勤教員による「華道担当教員懇談会」を、茶道を教える「茶の湯と伝統文化」では茶道科目担当の非常勤教員と教学部教職員による「茶道担当教員懇談会」を、それぞれ定期的の実施し、指導内容や成績評価の確認、情報の共有を図りながら、必要に応じて教育課程の見直しを行っている。専門教育科目は、各学科・コースの専門性を教育課程に反映できているのかを見直している。実際に、平成25（2013）年度には抜本的なカリキュラムの再構築を検討し、平成28（2016）年度には資格・免許取得に関連したカリキュラムの改革を行った。幼児保育学科の教職課程においては、文部科学省から示された平成31・令和1（2019）年度からの新課程に対応するカリキュラムを準備するために、平成29（2015）年度より幼児保育学科と教学部を中心に連携して認可申請を行い、平成30（2018）年度に入って文部科学省より正式に認可をいただいた。また、厚生労働省による保育士養成課程の見直しも同時期に行われ、こちらについても申請して認可をいただいている。その他にも、学科・コースごとに「教員懇談会」を実施し、専任教員と非常勤教員が連携・協力して教育課程を見直す機会を整備している。

【区分 基準Ⅱ－A－3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （１）教養教育の内容と実施体制が確立している。
- （２）教養教育と専門教育との関連が明確である。
- （３）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ－A－3 の現状>

本学の教養教育は、短大設置基準等にのっとり、以下に述べるとおり、幅広く深い教養を培えるよう体系的に構成している。

本学では、歴史的・文化的・社会的な基礎知識を身に付け、知性ある社会人育成の基盤とするための「教養教育科目」を設置している。令和6（2024）年度は、環境文

化学科は、32科目が配当されており、そのうち必修科目は7科目である。またその授業形態は、講義11科目、実習10科目、演習11科目である。幼児保育学科は、15科目が配当されており、そのうち必修科目は3科目である。授業形態は、講義4科目、実習8科目、演習3科目である。いずれの学科においても、本学の建学の精神を教える「いけばなと現代生活」、「気づきと思考力」を配置して必修科目としている。また、本学は職業教育のための専門分野に特化した短期大学であり、入学してくる学生には基礎学力が不足する学生も少なくない。このため環境文化学科では、1年次生前期は、短期大学での学習の根幹となる文章を読む力・書く力を養成する「リーディング&ライティングスキル」を必修科目として設置している。幼児保育学科においては専門教育科目の中で文章を読む力・書く力を養成する科目を設置している。こうした文章の読解に関する基礎的な力や考え方は、専門教育においても、教科書や関係資料の内容理解や分析、調査研究を通して自らの考えをまとめる力として生かされている。

本学の特性としては、華道を核とした伝統文化教育を体系的に行っている日本唯一の短期大学として、華道の精神や技術を修得する「いけばなと現代生活」を教養教育科目で全学生の必修科目としている。全学をあげて開催する「卒業制作展」では、2年間の学習成果の集大成としての作品展示や研究発表、舞台発表を行うが、「いけばなと現代生活」の学習成果として、卒業花展に各自が制作したいけばなを出品・展示している。教養教育で培う「和と美」の精神や、日本文化の伝統や知識については、各学科の専門科目の中にも浸透しており、礼儀作法を初めとしたマナー教育を含め、美に対する心眼を高めるだけでなく、職業教育のなかでも調和のとれた人間形成を育むものとして生かされている。

教養教育として設置する授業科目については、次年度の教育課程を検討する際に、学科会議や教学ミーティングにおいて、本学の教育理念に照らした効果を確認し、見直しや改善を行っている。

【区分 基準Ⅱ－A－4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ－A－4 の現状>

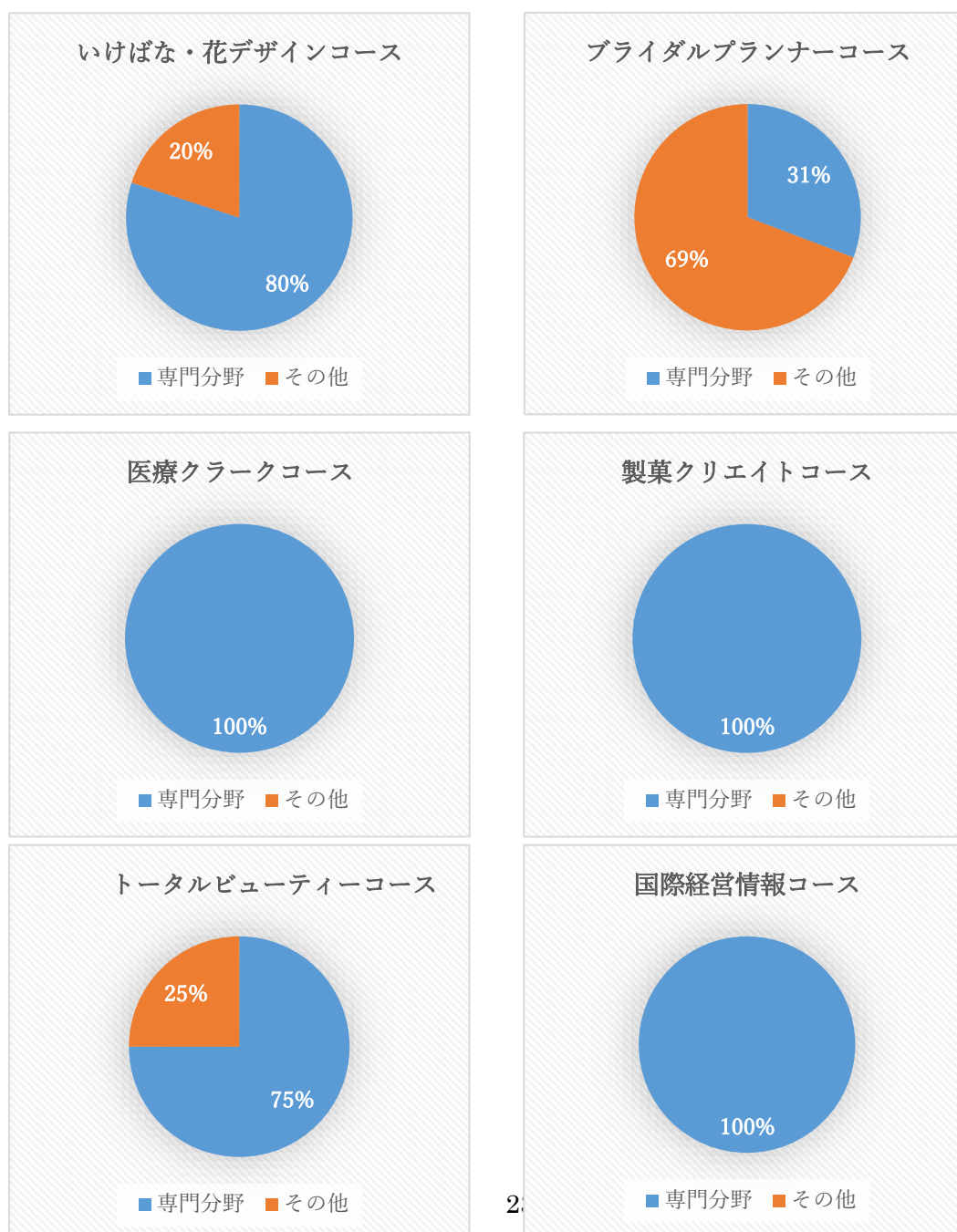
本学の各学科・各コースの教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、本学が定めている卒業認定・学位授与の方針に対応し、職業または实际生活に必要な能力を育成するよう体系的に編成し、職業教育を実施している。建学の精神である「和と美」を理解し、学科・コースごとに定めた教育目標を達成するために、教養教育を中心とする教養教育科目と職業教育を中心とする専門教育科目から構成し、2年間で卒業（学位取得）に必要な単位を取得させる。専門教育科目については、資格・免許の取得要件を満たすため

に、文部科学省や厚生労働省あるいは民間の組織・団体における資格・免許の認定要件に定められた内容を反映した教育課程で編成している。

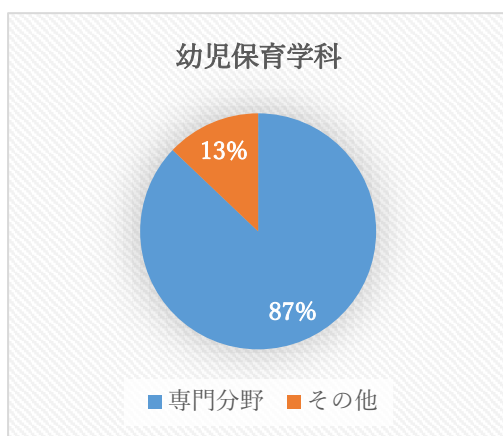
資格・免許の取得は、卒業後の専門分野への就職に直結する重要なものであり、いずれの学科・コースも、その職種での必要性を学生に周知し、積極的な専門教育科目の履修や資格・免許の取得を働きかけている。なお、資格・免許の取得状況については、基準Ⅱ－A－6において取得率と併せて報告する。

本学での最終的な学習成果としては、各学科・コースの専門性が高い教育課程を反映した資格や免許の取得と、きめ細かいサポートによって得られる専門分野を含む総合的な就職力が挙げられる。以下、令和6年度卒業生の就職状況の内訳を掲載した。

【環境文化学科】



【幼児保育学科】



個別カウンセリングを軸にした指導を徹底し、学生一人ひとりの強みや課題に応じた具体的なアプローチにより自立心や社会性を育むことで、在学時および卒業後に自主的にキャリア活動を進められるような支援を継続した。その結果として、就職率は94.0%を達成した。

【区分 基準Ⅱ－A－5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ－A－5 の現状>

令和7年度からの募集停止を発表したことにより、令和6年度においては、4月の入学生を最後に、募集活動を一切おこなわず、入学試験はおこなっていない。

そのため、募集要項等の作成もおこなわず、すでに関係各所には令和5年10月の募集停止発表時に周知している。

【区分 基準Ⅱ－A－6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ－A－6 の現状＞

まず本学の各学科・コースの教育課程における学習成果としては、卒業要件を達成することで授与される学位（短期大学士）の取得、池坊の華道免許、茶道免許のほか、国家資格や教員免許の取得、その他各専門業界において最も認知度が高い資格や免許の取得があげられる。また、取得した資格や免許をもって、専門分野業界への高い就職等があげられる。これらは建学の精神に基づき定めたディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを反映した、2年間の教育課程において達成可能な内容であり、卒業制作展での作品展示や研究発表にも、その成果が表現されている。

本学の教育課程は、すべての科目で原則として半期開講のセメスター制をとっている。また、一部に通年開講の科目を設定しており、2年間で学習成果としての学位や資格、免許を獲得できる構成である。ただし、集中して受講することで教育効果が高くなると考えられる科目については、集中講義形式で設置している。それぞれの科目においてはシラバスに到達目標を明示し、またカリキュラムマップにより科目の位置付けや目標・目的を体系的に確認できるようにしている。

令和6年度卒業生において、入学者数に対する学位授与（卒業）者数は、環境文化学科が91人中82人（90%）、幼児保育学科が42人中37人（88%）であった。卒業できなかった学生は大半が退学・除籍によるもので、2年を超えて在学する者は2名だけである。

学習成果については、科目履修により受験できる資格としては、いけばな・花デザインコースでは、国家資格の「フラワー装飾技能士」、ブライダルプランナーコースでは、「BIA認定アソシエイトブライダルコーディネーター」「フォーマルスペシャリスト」「パーソナルカラーコンサルタント」「ブライダルフラワーコーディネーター検定」、製菓クリエイトコースは、「パティスリーラッピング」、トータルビューティーコースでは「アロマコーディネーターライセンス」がある。また、単位取得により資格により受験・申請できる資格としては、製菓クリエイトコースは国家資格の「製菓衛生師」、幼児保育学科は国家資格の「保育士」および「幼稚園教諭二種」である。他にも授業で取得をサポートする科目を配置する資格としては、ブライダルプランナーコースでは、国家検定の「ブライダルコーディネート技能検定」「サービス接客検定」「ホテル実務技能認定試験」、医療クラークコースでは、「医師事務作業補助技能認定試験」、「医療事務技能審査試験・医科」、「診療報酬請求事務能力認定試験」、製菓クリエイトコースでは、国家資格の「菓子製造技能士」がある。トータルビューティーコースでは、「JNECネイリスト技能検定3級」、「JNAジェルネイル技能検定初級」がある。

【令和6年度卒業生 免許・資格取得状況】

※取得率は卒業生数に対する取得状況

学科・コース	免許・資格名	卒業生数	受験者数	合格者数	合格率	取得率※
2022年度入学生	華道課程修了者	119	—	21	—	17.6%
	学校華道教員適任者	119	—	18	—	15.1%
	茶道課程修了者	119	—	14	—	11.8%
いけばな・花デザイン	協教授二級	15	—	5	—	33.3%
	フラワー装飾技能士3級(国家資格)	15	13	13	90.0%	86.7%
ブライダルプランナー	BIA認定アソシエイトブライダルコーディネーター	15	15	0	100.0%	100.0%
	ブライダルコーディネーター技能検定3級(国家検定)	15	0	0	—	0.0%
	フォーマルスベシャリスト準2級	15	15	15	100.0%	100.0%
	パーソナルカラーコンサルタント3級	15	13	13	100.0%	86.7%
医療クラーク	医療事務技能審査試験・医科	9	9	9	100.0%	100.0%
	医師事務作業補助技能認定試験	9	9	8	88.9%	88.9%
	診療報酬請求事務能力認定試験	9	2	0	0.0%	0.0%
製菓クリエイト	製菓衛生師試験受験資格	12	—	11	—	91.7%
	製菓衛生師試験(国家資格)	12	10	8	80.0%	66.7%
トータルビューティー	アロマコーディネーターライセンス	26	0	0	—	0.0%
	JNECネイリスト技能検定3級	26	22	21	95.5%	80.8%
	JNAジェルネイル技能検定初級	26	9	8	88.9%	30.8%
幼児保育	幼稚園教諭二種免許	37	—	23	—	62.2%
	保育士登録資格	37	—	29	—	78.4%

本学は、華道家元池坊を核とした伝統文化教育を体系的に行っている日本唯一の短期大学として、華道を全学生の必修科目としており、学期末または卒業時に「華道免許状」を取得することが可能である。華道免許状においては、「いけばなと現代生活」のⅠ～Ⅳの4科目を1年次生前後期、2年次生前後期の4半期に配当し、その単位取得状況に応じて、華道家元池坊免許を申請することができる。環境文化学科においてはⅠ～Ⅲを必修、幼児保育学科においてはⅠ～Ⅱを必修としている。なお、いけばな・花デザインコースでは、指定科目の単位修得でさらに上位の「協教授二級（准華匡監）」を申請することができる。華道免許状の取得には申請が必要なため、指定科目の単位取得者が全員申請しているわけではない。担任や担当教員は積極的な履修を奨励しているが、同科目が必修科目か選択科目かによっても履修の状況が変わるため、学科・コースによって免許状の取得割合が大きく異なる。

【令和6年度卒業生の華道免許状取得状況】

学科名	環境文化						幼児保育
コース名	いけばな・花デザイン	ブライダルプランナー	医療クラーク	製菓クリエイト	トータルビューティー	国際経営情報	—

		—					
卒業者数	15	15	9	12	25	6	37
I：入門	15	15	9	12	25	6	37
I：初伝	15	15	9	12	25	6	37
II：中伝	15	15	9	12	25	6	37
II：皆伝	15	15	9	12	25	3	5
III：華掌	15	15	9	12	25	3	5
IV：脇教授三級	11	0	1	2	2	1	5
脇教授二級	5	—	—	—	—	—	—

また、茶道免許状においても、「茶の湯と伝統文化」Ⅰ～Ⅳの4科目を4半期に配当し、単位取得状況に応じて、表千家茶道免許または裏千家茶道免許を申請することができる。環境文化学科においてはⅠ・Ⅱを必修、幼児保育学科においては全て選択としている。華道と同様に、指定科目の単位取得者が全員申請しているわけではないが、こちらも学科・コースによって免許状の取得割合が大きく異なるのが現状である。

【令和6年度卒業生の茶道免許状取得状況】

学科名	環境文化						幼児保育
コース名	いけばな・花デザイン	ブライダルプランナー	医療クラーク	製菓クリエイト	トータルビューティー	国際経営情報	—
卒業者数	15	15	9	12	25	6	37
表千家Ⅰ：入門	2	5	1	1	2	0	0
表千家Ⅱ：習事	2	5	1	1	2	0	0
表千家Ⅲ・Ⅳ：飾物	2	0	0	0	0	0	0
裏千家Ⅰ・Ⅱ：入門・小習・茶箱点	10	5	8	11	9	2	0
裏千家Ⅲ：茶通箱	5	0	0	4	0	2	0
裏千家Ⅳ：唐物	5	0	0	4	0	2	0

【区分 基準Ⅱ－A－7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ－A－7 の現状＞

本学では、現在、学習成果の獲得状況について、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率といったデータについて把握できている。また、GPA分布（得点に関する統計的分析）についても取り入れているが、学生による学習成果の把握を補助するツールとして、各教育課程におけるループリックの作成やポートフォリオの活用は未整備の状態である。

学習面における学生調査や学生による自己評価については、FD委員会による授業アンケートで実施するほか、各教員が担当の科目内で独自に評価を実施し、効果的な授業内容の実施に反映をさせている。学生個人のデータとしては、短期大学基準協会の学生調査への参加、卒業時に実施する学生生活満足度や進路満足度の調査を行っており、他にも卒業生対象アンケート、学生の就職先への調査、大学編入率、在籍率、卒業率、就職率等は、関係部門間で情報を共有し、学生の指導や教育課程の見直しに活用している。

学生が学習成果を確実に理解できるよう「学生生活のしおり」への記載や、学生、教職員が利用できる学内ポータルサイトに「シラバス（講義概要）」を掲載し、説明に努めているが、学生個々に理解の差があることは否めない。それぞれの掲載内容は前年度の反省を活かして毎年改善を図っているが、学生が自己の学習成果を明確に把握できるようにするため、ループリックの活用やポートフォリオの活用についても整備を進め、学習成果の「見える化」を一部進めている。また、学生個々の理解度を深化させるという点では、ガイダンスや授業内での周知徹底だけではなく、状況に応じて担任との個人面談の中で指導を強化する必要がある。こうした学習成果の獲得状況は、その一部について本学ウェブサイトで公表しているものの、より多角的な視点から評価し公表したうえで、教育課程へ効果的にフィードバックしていくことは、令和8年3月まで引き続き実施していくことが必要である。

【区分 基準Ⅱ－A－8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ－A－8 の現状＞

卒業生に対する就職先からの評価については、該当企業へアンケートを郵送することによって実施した。現在の在籍状況と評価に加え、短大在学中に身に付けておくことが望ましい能力等についてもヒアリングしている。その調査結果を在学生の教育や学生指導に活用するため、学内会議体にて情報共有および今後についての検討を行った。企業から得た情報については在学生にも共有し、自分の適性を考えた上での主体的な判断で職業を選んでいけるよう、また不適切な職業選択で早期離職することのないような支援を心がけている。

卒業生に対してはWEBアンケートを実施し、現在の状況に加え在學生へのアドバイスについてもヒアリングした。その結果をキャリア支援部が集約し教授会等で報告することで、現状の教育課程の成果の確認や、次年度以降の教育課程策定の資料として活用している。また、在學生に向けた就職ガイダンスの内容にも反映させている。他にも、卒業生を招いてのキャリア講演会を、1年次生後期の「基礎ゼミ」の授業内で実施している。講師となる卒業生については、就業先企業や在学時の印象を元に在學生のロールモデルとなるような人物を担任教員が選定している。在學生が興味を持つ職種に就いている先輩からの経験談は在學生にとって将来の自分をイメージしやすく、また卒業生にとっても、母校に戻り在學生と接することが、就職当初の新鮮な気持ちを思い出すことのできる良い機会となっていると考える。

＜テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程の課題＞

短期大学として、教養教育科目の必要性に対する学生の認識は十分といえず、建学の精神やディプロマポリシーと絡めてさらに高めていかななくてはならない。専門教育科目については、各学科・コースが専門とする業界の最新の人材ニーズに合致しているのか、それに対応する資格・免許、つまり必要なスキルに妥当性があるのかを、学習成果のデータを検証しながら検証していく必要がある。また、成績評価については、科目担当者による評価基準に個人差が生じる危険性を孕んでいることから、教育の質の保証に向けて統一的な基準を定めるべく、成績評価基準の公平性を図ることが今後の課題である。

本学の建学の精神に基づいて策定した3ポリシーについては、これまでも①建学の精神を踏まえているか、②学科・コースの教育内容にかなうか、③現代的要請にかなうか、といった点を主眼に、定期的に点検している。今後も学内外に広く徹底周知できるよう、各学科・コースの専門性を踏まえて、学科会議等において点検を怠らず、明確な表現を工夫し続ける必要がある。一方で、徹底周知する教職員側が内容を理解し、かつ自らの言葉に消化して他者に伝達することができるようにすることは必須である。特に高校生に対しては、この周知の徹底が、入学後における学びのミスマッチを減らして退学防止を促し、ひいては2年間の学習の充実と完遂を導くものとなるからである。

教育課程については、本学の教育目的・目標と学習成果に照らして合わせて、適切であるかについての検討を引き続き行っていく必要がある。特に、各学科・コースの専門分野に対応する業界で、今日的に求められる人材やスキルを反映しながら、定期的に検証と分析をしながら見直していく。学生の学習状況の把握と共有、成績評価基準の確認、教育課程の問題点の洗い出し等、教育課程におけるPDCAサイクルを形成するために有効な専任教員と非常勤教員との意見交換を、より積極的に実施していきたい。特に幼児保育学科については、平成31・令和元年度より施行された新教育課程に対応した就職課程や保育士養成課程をスタートさせ5年目を迎えた。学科会等では、引き続き教育内容充実の為の検討を重ねている。

学生の就職先担当者や卒業生とのネットワーク構築による情報の入手は、本学の専門性とマッチする企業との関係性を築いていくことになり、専門分野を活かした学生の就職につながる。学習成果としての専門分野就職率アップは、各学科・コースの教育課程の妥当性を客観的に証明することになると考えている。今後は情報の入手や活用の方法

について、キャリア支援部を中心に具体的な施策を打ち出していく。

＜テーマ 基準Ⅱ－Ａ 教育課程の特記事項＞

本学は日本三大祭りの一つ祇園祭の中心地である鉾町に位置する。そのため例年祇園祭の宵々山と宵山（７月１５日・１６日）の２日間に、祇園祭協賛の学園行事「花きらきら」を開催し、学内を一般開放している。また、７月１２日には２年生全員が、一般の方々とともに鶏鉾の曳き初めにも参加している。「花きらきら」開催中は、希望する学生が鉾上の調度品を鑑賞や、近隣宅で公開される美術品の屏風飾りを拝見等、祇園祭の文化的・歴史的な側面を直接学習する機会を得ている。学内では、２年次生を中心とする華展や茶会等を開催し、地域住民だけでなく祇園祭に訪れた観光客を招いて交流を深めている。他にも、厄除けの粽作りや粽授与にも参加し、祇園祭に関わる人たちとの交流や体験を通して日本文化や伝統を学ぶ機会としている。特に華展では「いけばなと現代生活」の科目履修者がいけばな作品を出瓶しており、日頃の学びの成果を学内外の多くの方に披露する場として機能している。こうした学生の活動をサポートするため、教職員は毎年「花きらきら委員会」を組織して、その準備や運営にあたっている。

本年度はコロナ禍で縮小していた祇園祭もほぼ元の規模の完全な形で実施されたことで、本学としても感染対策を徹底した上で最大限に参加をした。

例年行っているこうした本学独自の活動は、伝統ある日本文化およびそれを継承する地域の方々と直接触れ合い、交流できる場となり、日本人としてのおもてなしの精神を直に学ぶことができる絶好の機会となっているため、この学びを継続できるよう、専任教員による祇園祭についての講義を収録したオンデマンド授業等として学ぶ機会を継続している。

【テーマ 基準Ⅱ－Ｂ 学生支援】

【区分 基準Ⅱ－Ｂ－１ 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （１）教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ②学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

＜区分 基準Ⅱ－Ｂ－１ の現状＞

教員は、学位授与の方針や、各年度生の教育課程を策定する際に学科会議、教学ミーティングおよび教授会において議論を重ね、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。各学科・コースのディプロマポリシーは「学生生活のしおり」に掲載されており、

教員は教育目的・目標に応じた各科目のシラバスを作成の上、それに基づいて授業を展開している。教育課程に定めた各科目の成績評価基準は、学則および科目履修規程に定められており、教員は、成績評価基準をシラバスに明記したうえで、定期試験、レポート、小テスト、作品、授業への取り組み姿勢等から学習成果の獲得状況を評価している。学生個々の成績は教学部の教務システムによりコンピュータで一元管理されており、教員は、科目履修や単位修得状況を常時確認可能であり、適切に把握している。

全学科のすべての開講科目について、学生による授業評価アンケートを前期・後期とも授業の14～15回目に実施している。各授業内でアンケート調査を実施しているため、回収率は欠席者を除き100%に近い。令和5（2023）年度より学内のポータルサイトを利用してWEB上でアンケートに回答するように変更を行った。アンケート項目は平成26（2014）年度から、学生の授業への取り組みについての質問が3項目、教員の授業への進め方についての質問が9項目の合計12項目で実施している。評価方法は、6段階で回答するものが12項目、自由記述が1項目である。実施した授業評価アンケートは、科目ごとに集計・分析したのち、各担当教員へ返却し、教員はそれぞれの結果を踏まえ「自己分析表」を作成し、学生の評価を認識するとともに授業改善のために活用している。FD委員会がその活動の一環として主導して、授業評価アンケートに対する「自己分析表」の提出を義務化している。実施したアンケートの集計結果、および各担当者の作成した「自己分析表」は、科目形態別、学年、学科別、各科目別に本学のウェブサイト上にて公開している。学生からの評価で個別に対応が必要な点については、各学科長が担当教員への聴き取りや助言も行っている。FD活動としては、授業評価アンケートのほか、授業見学や教員研修会等を通じて授業改善に取り組んでいる。授業評価アンケート以外のFD活動については、Ⅲ-A-2で報告する。

教員は、授業内容について、授業科目を担当する専任教員、非常勤教員および教学部職員で懇談会を定期的実施し、授業の運営、成績評価および関連事項等について、担当者間での意思疎通、協力・調整、学生の学習状況の把握・共有を図る機会としている。具体的には、全学科共通の必修である「いけばなと現代生活」を担当する華道担当教員による「華道教員懇談会」、環境文化学科で必修の「茶の湯と伝統文化」を担当する茶道担当教員による「茶道教員懇談会」、各コースの専門教育科目を担当する教員による「医療クラークコース教員懇談会」、「製菓クリエイトコース教員懇談会」、「国際経営情報コース教員懇談会」、幼児保育学科の音楽担当教員による「幼児保育学科音楽担当教員懇談会」を定期的実施している。他にも、学科会議や個別のミーティング、実習担当者会議等において情報を共有し、各担当科目や、関連科目における教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。また、毎年「学生生活のしおり」、「シラバス（講義概要）」とともに、両冊子の概要をまとめた「出講ガイド」を作成している。出講ガイドには各教室の座席数やOA機器等の設置状況一覧や使用方法等も解説されており、本学で教鞭をとる専任教員および非常勤教員に対し、スムーズな授業運営を支援するガイドブックとして活用されている。1年次生対象の基礎ゼミでは学科・コースを横断する合同授業も実施されるため、教員間で講義内容についての意思疎通、協力・調整を図っている。

学生の履修および卒業に至る過程では、1年次後期、2年次前期・後期の開始時に、

各学科・コースの担任教員が各学生の成績や出席状況等のデータを利用して、単位取得状況を把握した上で履修登録を指導し、教学部職員もこれをサポートしている。また、学校生活や日常生活全般に関して、適宜個別面談を設け、卒業に至るまで助言・指導を行っている。学生の単位授与や資格・免許の取得状況、就職活動状況、欠席の多い学生に対する対応等の問題については、学科会議を毎月開催して情報共有を図り、担任を中心に学科・コース内で連携して手厚い指導を行っている。これらの情報は教学ミーティングにおいて教学部・キャリア支援部等と共有し、小規模校のメリットを活かして、教職員が学生個々の状況に柔軟に対応しながら丁寧な指導を行っている。

全学科ともに学生は、初年次教育科目として1年次生で「基礎ゼミ」を履修する。基礎ゼミは指導の観点から専門課程の教員を科目担当として、大学での学びや学科・コースの学びの理解を促し、将来の進路等も視野に入れながら授業運営を行っている。また担当教員は担任として、新入生オリエンテーションの履修登録指導や、学期ごとの成績発表、学生個別の履修科目や成績、出席状況、面談・相談記録の資料を保管する等、他の科目担当者との情報共有を行いながら、積極的に学習成果の状況の把握に努めている。2年次生は「専門ゼミ」において、基礎ゼミと同様に科目担当教員が担任の役割を担い、学習成果の状況を把握している。幼児保育学科は、保育士資格・幼稚園教諭二種免許の取得に必要な実習は非常に多く、1年次の12月からスタートし2年次の秋まで断続的に続く。円滑な実習実施には、実習先確保をはじめとした包括的支援体制が必要となるため、保育・教育実習の支援を目的とした「幼児保育学生支援室」を設置し、実習担当教員と支援室職員を中心に実習に関する業務をおこなっている他、実習は就職との関係性も深いため、就職の支援も行っている。こうした支援体制の充実には欠かせず、今後は全体的な学生支援・実習支援という観点からの業務の見直しや検討も必要となる。

教学部職員は、学生に配付する冊子「学生生活のしおり」や「オンライン・シラバス」を活用し、各学科・コースのディプロマポリシーや、教育目的・目標に基づく各科目のシラバス内容について理解し、学習成果を認識するようにしている。これらの資料は、作成段階から教学部職員が中心となって関わっており、その内容について教員やFD委員会と連携・共有しながら、教育課程とその学習成果に齟齬が無いかを確認している。また、「学則」および「科目履修規程」に定めた各科目の成績評価基準は、シラバスでより詳しく明記された成績評価基準を基に、学習成果の獲得状況が適正に評価されていることを、単位認定試験の実施および成績評価の管理を通じて確認している。学習成果は成績評価だけでなく、各教育課程と連動した資格・免許の獲得状況についても、職務を通じ確認している。資格・免許取得に関しては、その申請や認定試験受験のための手続き等の事務取扱窓口業務と学生支援を教学部が担っている。

教学部職員は、学生の成績評価や資格・免許取得状況を総括的に把握することで、教育目的・目標が適切に達成できているかを確認している。さらに、教員との情報共有が必要な授業科目については、担当する専任教員、非常勤教員および教学部職員による懇談会を定期的に開催し、事務職員が参加することで、授業の運営、成績評価、学生の学習状況、その他関連事項について、協力や調整を図る機会を設けている。さらに教学系の主要な会議・委員会においても、事務職員が事務局として加わることで、全学的な教育の達成状況を把握するようにしている。

教学部職員が学生に履修や単位、資格・免許取得、卒業等に係わる説明を行う際も、「学生生活のしおり」、「オンライン・シラバス」を基に行い、履修や卒業に係わる支援を行っている。学生個々の情報や成績は、教務情報システム「キャンパス・プラン」によりオンライン上でコンピュータ管理しており、印刷した成績原簿等も文書規程に従い適切に保存管理を行っている。これにより、教学部職員は学生の履修や卒業要件に係わる情報を即時に確認することが可能であり、履修登録や単位認定試験の際には、単位の履修や獲得状況に問題がないかを学生個々に確認・把握し、その情報を教員と共有することで、学生の修学支援に役立てている。同時にこのシステムを基にしたオンライン上のポータルサイトから、学生自身も成績情報やシラバス等を即時に確認できるようにしている。また、昨年度から学習目標の達成度合いを判断するための評価ツールであるルーブリックを導入し、学生と教員がこれを共有することで質の高い教育活動を目指している。

近年の小規模な短期大学では、図書館に専任の事務職員を置けない状況にあるが、本学ではその専門性に鑑み、一昨年度より2人の図書館司書が教員の図書館長とともに学生の学習向上の支援にあたっている。図書館長は適宜業務連絡会議や年2回の図書館運営委員会を開催して、業務の把握、問題点の共有と改善を通じ、図書館運営の充実に努めている。

具体的には、4月の新入生オリエンテーションにおける図書館利用の案内に始まり、日常的な図書館活用のサポートのほか、「図書館だより」を発刊し、ホームページ上にアップしている。「図書館だより」では学生による推薦図書を定期的に掲載して読書啓発に努めているほか、他館には所蔵が無い、もしくは所蔵館僅少で貴重な本学図書館所蔵資料についてわかりやすく解説し、紹介に努めている。こうした取り組みにより、学外企画展への資料貸出の依頼や、他学教員・大学院生など内外の華道研究者等から調査研究のための資料閲覧・複写申し込みが増加した。

さらに今年度は、気軽に学生に伝統文化を体験してもらうことをねらいとした新たな取り組みとして、「図書館で伝統文化体験～平安時代のお香（練香）を聞きながら源氏物語を読もう～」、「図書館で伝統文化体験～菊結びのペンダントを作ろう～」の2回の図書館講座を企画・主催した。館内では、華道をはじめ、茶道・香道などの日本文化や、祇園祭に代表される京都の行事など、季節ごとにテーマを決めて、随時本の展示をおこなうなど幅広く学生の日本文化や学習への興味と意欲を喚起し、利便性に資するよう取り組んでいる。

就職支援のためのキャリア関連書籍は、各種資格取得支援テキストの配架と共に、学内掲示板で毎月1回新着図書案内を行うなど、学生が希望する図書はリクエストにより受付け、それ以外については基本的に月1回司書が選書して図書を購入している。文献情報や文献引用・収集に関しては、学生が司書から直接説明を受けるなど、授業との連携を通して情報リテラシー教育にも活用されている。平成28年度に図書管理の新システム導入と同時にNiiに加盟したほか、図書館OPACのURLはQRコード化してスマートフォンによる書籍検索を簡便化し、刷新された学園ホームページからも直接館内の書籍検索が可能となったことで一層利便性が向上した。

近年ではスマートフォンの普及により若者のコンピュータ離れが進行しており、学生

の情報機器利用におけるスキルやモラルの修得は喫緊の課題である。こうした認識に基づき、情報リテラシー教育を目的とする「情報リテラシー」・「情報処理演習」の科目を1年次で設置しているほか、レポート作成や情報収集において、学内に設置されたコンピュータやインターネットの活用を促進している。学内では、コンピュータ演習教室の71教室に合計37台（教卓の1台を含む）のコンピュータを設置しており、授業運営に活用されている。また、学生が自由に使用できるコンピュータを図書館内に12台、さらに図書館奥の進路サポートルームに5台設置し、これらにはインターネットに接続できる学内LANが構築されている。学生には自習場所として提供し、授業内や各種ガイダンスで利用を促している。

また、教職員はそれぞれの専門に応じて自らコンピュータ活用と技術向上に努め、コンピュータを積極的に活用している。大学運営においては、学内LANを通じて各部署がファイルサーバにアクセスできる環境が整えられており、グループウェア（電子メール、掲示板システム、スケジュール管理等を含む）を用いて各学科、各種委員会、部署別等のカテゴリー別に整備された情報にアクセスして、情報共有や合意形成に役立てている。事務職員に関しても、それぞれの部署での業務内容にはコンピュータが不可欠となっており、関連知識や技術の向上に努めている。

【区分 基準Ⅱ－B－2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ－B－2 の現状>

本学では、総合型選抜（AO）や学校推薦型選抜（指定校）による入学者が約8割を占めることから、入学前教育として全ての入学手続者を対象に、「入学に備えた自習課題」を課し、3月下旬には「入学に備えた本学での学び」として学内でのガイダンスを実施している。本学の教育理念から入学式の予行演習および学科・コースの導入教育まで、新年度からの学生生活がスムーズに開始できるよう配慮している。幼児保育学科では「入学前ピアノ指導」を入学予定者全員に実施し、ピアノ技術に不安を持つ入学手続

者に個別のフォローを行った。

入学者に対しては、まず入学式での華道家元池坊の花伝書朗読や礼式生けの披露、また六角堂参拝により、華道に基づく「和と美」を建学の精神とする本学で学ぶことの意義と自覚を認識し、帰属意識を形成する機会を設けている。また、授業開始までの日程で新入生オリエンテーションを実施し、学生生活に関しての様々なガイダンスを行っている。担任教員による教育目標を踏まえた科目選択の方法の説明や、教学部職員による履修科目の登録方法の説明、他にも奨学金や健康管理、課外活動まで、3～4日間をかけて細かにを行っている。

各学期開始前のオリエンテーションでは、担任教員の指導のもと、履修科目の単位数や修得状況を学生に確認・把握させ、科目履修の登録・追加・変更を通じて、今後の学習成果の獲得に向けた動機付けを指導している。2年次生ではより専門的・発展的な科目が設置されており、専門分野への就職を想定した選択科目の履修も必要となる。そのため履修指導では学生個々の単位取得状況や志望する専門分野に応じて、個別にカスタマイズした指導を行っている。各科目においては、授業開始から1週間の初回授業はガイダンスを含む内容で行い、選択科目の履修を変更できる「履修登録変更期間」を設けている。この期間は、科目の目的、到達目標、単位認定の基準・方法、関連資格等を科目担当教員が説明し、学習の動機付けを行っている。

学習成果の獲得を支援するツールとして、毎年「学生生活のしおり（製本）」、「オンライン・シラバス（講義概要）」を全学生に提供している。またシラバスは、教務情報システムと連動してポータルサイトでの閲覧も可能である。新入生オリエンテーションで実施するガイダンスでは、この「学生生活のしおり」を使用して説明している。履修については教養教育科目と専門教育科目、必修科目と選択科目、講義・演習・実習科目の違い等の基本事項はもとより、シラバスに記載されている内容の見方から活用方法まで詳しく説明することで、ディプロマポリシーとの関連性を含め、2年間の系統立てた学びを学生がイメージしやすいよう工夫している。シラバスには「到達目標」や関連する「ディプロマポリシー」、学生生活のしおりには「カリキュラムマップ」や「科目ナンバリング」を記載することで、学習成果の獲得を様々な側面から分かりやすく明示している。また、本年度より学習目標達成度合いを判断するための評価ツールであるループリックを作成し、学生と教員がこれを共有することで到達目標が明確になり、学習意欲の向上が見込まれる。

本学は専門分野に特化した短期大学であり、入学してくる学生には基礎学力が不足する学生も少なくない。このため環境文化学科では、1年次生前期は、短大での学習の根幹となる文章を読む力・書く力を養成する「リーディング&ライティングスキル」を必修科目として設置している。幼児保育学科においては、専門教育科目の中で文章を読む力・書く力を養成する科目を設置している。また、全学科ともに1年次生で「基礎ゼミ」を設置し、短大での学びの基礎を各学科・コースの専門性と関連させて学習する科目としている。本学には技能の向上が必要となる演習・実習科目が数多く設置されており、習得が遅れている学生には、専任教員が課外で個別の指導にあたって対応している。

本学は専任教員による担任制をとり、日常的に担任教員が学習上の悩み等の相談に乗り、必要に応じて学科長や事務職員と連携を図っている。専任教員は、学習上の相談ができる時間として出勤日の中で1週間に2コマ以上の「オフィスアワー」を設け、指導や助言を行う体制を整えているが、それ以外の時間でもできる限り学生対応ができるよう努めている。非常勤教員については、控室が教学部のある事務室奥に位置し、授業の前後に必ず教学部の前を通過するため、欠席状況、授業運営の問題等、タイムリーに連絡を取り合うことができる。非常勤教員から得た情報は教学部を通じて迅速に学科・コース責任者や担任と共有し、状況に応じて学生と直接連絡をとる体制を整えている。

本学では履修科目数の多い幼児保育学科を除いてキャップ制を敷いているが、学習進度の速い学生については、本人の申し出により上限を超えた履修を認める制度を設けている。また、資格・免許の積極的な取得や学外機関による単位互換制度の利用を奨励している。資格・免許の取得については、各学科・コースの専門分野における学習成果の一つと考えている（基準Ⅱ－A－6参照）が、在学中あるいは入学以前に取得した本学指定の資格・免許については、資格レベルに応じて1単位または2単位を認定し、その学習成果を評価している。約45校の大学・短大が参加する大学コンソーシアム京都の単位互換制度については、新入生オリエンテーションで案内しているが、本学での2年間の専門的学習に加えて利用するには時間的制約が多く、履修学生は例年ほとんどいないのが現状である。

【令和6年度 資格取得に関する単位認定状況】

資格名	認定レベル	前期認定数	後期認定数
実用英語技能検定	2級	2	0
TOEIC	470点以上	0	0
MOS 検定 Word 365&2019		1	0
色彩検定	2級	0	0
	3級	0	1
サービス接遇検定	準1級	3	11
	2級	5	4
フォーマルスペシャリスト	ブロンズ	14	0
ネイリスト技能検定	3級	15	4

成績優秀者に対しては具体的な形で積極的に評価する必要があるとの考えのもと、「池坊短期大学奨励制度」を設け、1年次の終了時において、各学科・コースの人物・学業とも最も優秀な学生を表彰し、さらなる学力向上を奨励している。さらに、卒業式においては、各学科から2年間の成績優秀者1人を表彰し、表彰状と副賞を授与している。学生が自主的に学外で受験した資格の可否結果については、今後も受験生の把握と受験の奨励、対策講座実施による支援等を継続していく。また図書館を、学生の自習場所として提供するほか、館内にインターネットやオフィス系ソフトウェアが利用可能なコンピュータ12台を備えており、レポート課題の作成や課外活動に利用できる。同様

にパソコン教室も単位認定試験前に開放する等、学生の学修環境確保に努めている。コロナ禍を機に学内の無線LAN環境や学外ネットワーク環境を拡張整備することで、ICTを利用した学習環境の改善も進めている。

留学生の受け入れとしては、令和2年度から留学生のための入試制度や学費減免制度を設け、これまで以上に受け入れ体制を整備、強化した。しかしその後に、コロナ禍の影響で広報活動の縮小を余儀なくされ、また留学生の日本渡航が困難となったことから、入学者は令和2年度が16人に対し、令和3年度は9人、令和4年度11人、令和5年度は7人と減少したが、コロナ禍から回復したことにより令和6年度は16人と増加した。海外への留学生の派遣については、2年間という限られた期間で専門分野を集中的に学習しなければならないため、大学としては実施していない。

例年、後期のオリエンテーションを利用して、大学・短期大学基準協会が実施する「短期大学生調査」に全学生を対象として参加していたが、閉校に伴い今年度は実施を見送った。また卒業時には本学独自の「学生生活満足度調査」を実施している。こうした調査で得た結果については、本学の学習支援に対する学生の実質的な評価のひとつと考え、次年度以降の改善へとつなげることができるよう教授会をはじめ各会議体で報告し、学習支援方策の点検を行っている。

【区分 基準Ⅱ－B－3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ－B－3 の現状＞

本学学生の教育・学習の支援と学生生活支援をワンストップで行う教学部（保健室および幼児保育学生支援室を含む）は、教員部長と事務職員および保健室職員で構成され、さらに週2日は学外カウンセラー1人が学生サポートルームに在室している。各学科・コースは少人数クラスでの担任教員制を敷き、学生に対して日常的にきめ細かい指導を行っている。学生からの個別相談は、学生生活、友人関係、将来への悩み等多岐に渡り、身近な相談相手として、担任教員を中心とした教職員が大きな役割を担っている。こうした相談の内容については、個人情報に配慮しながら、必要に応じてカウンセラーや学生の父母等を巻き込んだ学生指導を行っており、幼児保育学科では幼児保育学生支援室も保育・教育実習に関する学生からの相談窓口となっている。学生が充実した学生生活を送れるよう、大学生生活全般における様々な問題点や課題について、教職員が情報共有を図りながら連携・連動して多方面からの学生サポート業務を行うため、昨年度より「学生支援センター（学生支援委員会の改組）」を組織し、学び支援担当と学生支援担当と国際学生担当を置き、チーム体制によるワンストップの学生支援を推進している。

学生が主体的に参画する活動については、学生が自主的かつ組織的に行動できるよう学生会執行部が中心となり、立案および運営を行うとともに、定期的に打ち合わせを行うことで組織としての友好や連携の強化を図っている。学生会が関係する行事としては、学生会総会、花きらきら（祇園祭協賛）、クラブ・同好会活動、大学祭等があり、学生が主体的に活動できるよう、教職員による支援体制を整備している。主要なクラブ活動として華道部、茶道部、邦楽部、スイーツ技術研究部、その他に同好会がある。学生会からは各クラブに対し、所属人数・活動計画に応じて助成金を支給している。全てのクラブ、同好会には専任教職員が顧問として配置されており、クラブについてはさらに指導者を置いて活動を行っている。

本年度は、11月16日に開催された大学祭は、学生による花展や各ゼミからの出し物、キッチンカーやゲストによる公演など、全学生が参加する形での大学祭が実施された。

キャンパス・アメニティとしては、学生用ラウンジを設けて学生の休憩・談話の場としている。他にも学生が休憩できるよう、美心館各階にテーブルとソファを設置している。また、正門を入ってすぐの櫓の大木がある中庭「コートるり」には、テーブルやベンチを設置し、屋外で休憩できる場所としている。学生食堂については、室町門入口地下に学生食堂を兼ねた飲食店「The Terrace of Kyoto」が令和2年12月にオープンしたが、価格設定等に課題があり、学生の利用は多くない。

学生の宿舎について、本学は学生寮を設けていないが、賃貸物件探しを希望する学生に、提携する仲介業者を紹介することで対応している。京都市には学生マンションに特化した民間の仲介業者が多く、ほとんどの学生は入学決定時期が早いことから、それほど苦労することなく宿舎を確保できている。また、本学周辺には多数の不動産業者も店舗営業しているため、学生が直接利用することも多い。下宿生の多くは京都市の中心に位置する本学のロケーションと、日常的な生活上のニーズから、通学に便利な近隣のワンルームマンションを借りている。

通学については、本学が通学に至便なロケーションにあり、公共交通機関を利用する

ことで支障なく通学することができる。繁華街に近く、キャンパスも狭いことから、自動車やバイクによる通学は禁止としているが、学内に自転車約60台が収容可能な駐輪場を設置しており、自転車保険への加入を条件とした登録制で学生は利用できる。

学生への経済的支援としては、学内外の奨学金の相談および手続き窓口として教学部が対応している。日本学生支援機構の奨学金がその中心であるが、令和2年度から新たに「国の修学支援新制度」が開始され、在籍学生の約23%がこの制度を利用している。制度運用により業務が煩雑となることから、貸与・給付の奨学金は教学部が窓口となるが、学費減免については総務部が窓口となり、学生の利用に支障がないよう部署間の情報共有を図っている。手厚い支援の「国の修学支援新制度」を円滑に有効利用するため、学内奨学金制度である「池坊短期大学緊急奨学金制度（家計急変時）」、「池坊短期大学奨学金制度（授業料減免奨学金・給付型）」は一旦休止している。他にも「池坊短期大学家庭科技術検定奨学金」、「高大連携協定高等学校の卒業生奨学金」があるがこちらは継続中である。

学生の健康管理のために保健室を設け、看護師1人が常駐し、体調不良や負傷した学生の応急処置にあたる体制としている。毎年4月のオリエンテーション期間中に、本学園の校医である四条診療所と連携して全学生対象の健康診断を実施し、欠席者および再検査対象者には保健室から受診指導を行っている。また、専門的な知識を必要とする心理的な悩み、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、「学生サポートルーム」を設け、カウンセラー（臨床心理士）による対応が可能な体制を整え、学生自らが解決に向けて歩み出せるよう支援している。カウンセラーは、毎週火・木曜日の10時から17時まで学生サポートルームに勤務し、予約制による相談を受け付けており、事前に学生から希望がある場合には可能な限り相談の機会がつかれるよう調整している。また、保健室横には「ほっこり部屋」を設け、疲れた学生が静かにゆっくり過ごすことができる環境を整えている。学生の学習・生活指導は、学生と日々接し個人の抱える問題点を把握できる立場にある担任教員が中心となって行っている。但し、教職員が個人で抱えたままでは解決しない問題が増加傾向にあり、昨年度改組した「学生支援センター」がチーム体制で対応できるよう取り組んでいる。

学生の生活状況を把握するために、SD活動の一環として平成17（2005）年度以降は毎年秋頃に「学生生活に関するアンケート」を実施してきた。設問は窓口対応や学内施設、資格取得、進路に関して等多岐に渡り、学生生活支援の改善に役立ててきた。その後、「学生生活満足度調査」として卒業時に実施する形式に変更し、2年間の学生生活を総合的に振り返って評価してもらい、学生の満足度向上を図るための根拠資料として活かすことができるようにした。また令和元年度以降は、大学・短期大学基準協会が実施する「短期大学生調査」にも参加し、全国と比較した本学特有の状況について確認できるようにした。こうした調査結果を分析し、教授会をはじめとする会議体や部署に共有することで、さらなる学生満足度向上に活用するとともに、調査結果はホームページにおいても公開している。

留学生支援については、学則第17条第3項の規定に基づき、外国人留学生の科目履修上の特例に関する規程を設けている。令和2年度以降は留学生の積極的な受け入れを行っていることから、日本語科目担当の専任教員と非常勤教員を採用し、学生支援セン

ターにも国際学生担当を配置し、チームで情報共有しながら支援できる体制を整備した。

社会人学生に対しては、これまで社会人入学する学生がほとんどいなかったことから、特別な学習支援体制は設置してこなかったが、入学後に学習面や生活面での問題が生じた際には、担任教員が窓口となって問題の早期解決を図ってきた。しかし、令和2年度からは幼児保育学科において、京都府の「離職者等再就職訓練事業【長期高度人材育成コース（保育士養成科）】」に応募し、保育士資格取得を前提とした社会人学生を受け入れている。受け入れにあたっては、京都高等技術専門校と連携し、細部にわたる定期的な報告が必要となるため、教学部に事務担当1人を置いて対応している。2024年度は募集をしていない。

障がい者への支援体制としては、学内規程を整備した上で、入学試験の志願段階で配布する入学試験要項にも、個別配慮措置について明記している。また、本人や保護者から担任教員または教学部への申請（合理的配慮の申し出）があった場合には、双方による協議内容に基づき、各科目の履修登録後、科目担当者へ配慮すべき障がいの実情について理解と支援を依頼している。令和3年度には「学生支援委員会」（令和5年度より学生支援センターに改組）が整備され、支援センターがこうした学生をチームとして組織的に支援できる体制とした。

長期履修生については、学則第10条に定める修業年限を超え3年以上6年以内の長期に渡る授業科目の履修を目的とする入学志望者に、選考の上入学を許可することを学則第53条に定めているが、本学が2025年度以降の学生募集停止を決定しており、実態として本制度を利用する学生はいない。

学生が社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に参加することについて、本学では教職員が協力しながら前向きに支援している。但し、それを具体的に測定する形での積極的な評価は実施していない。あくまで履修科目の授業やクラブ活動の延長線上に活動を支援している状況である。本学が長期的に参加を支援している学生の社会的活動には、本学の立地に由来する日本三大祭のひとつ「祇園祭」の関連行事があり、特に関わりの深い鶏鉾の曳き初めや粽授与に参加したり、祇園祭協賛の学園行事「花きらきら」で花展や茶会等を開催したりと、近隣地域との交流を深めるようにしている。

このような状況の中で昨年度から本年度に続く取組として、環境文化学科製菓クリエイトコースの学生が本学教員の指導の下、京都の食品メーカーとの産学連携により洋菓子レシピの開発を行い、商品販売、生協販売へと具体的な成果に結びつけることができた。

【区分 基準Ⅱ－B－4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ－B－4 の現状＞

学生への就職支援として、就職に関する学生への指導・助言および相談業務は担任教員とキャリア支援部が連携する形で行っている。

担任教員とキャリア支援部は学生指導の進捗情報を随時共有し、学生個々に適した卒業後の進路の決定をサポートするように努めている。学科・コースの専門とは異なる業界や職種を希望する学生も増加しているが、学生の多様な希望に合わせて教職員が連携し就職サポートを行える点が本学の特長である。父母等との連携も必要になるため、相談窓口となるキャリア支援部の連絡先等を掲載した案内も郵送している。

就職市場は「売り手市場」とされ、求職者に有利な状況が続いているが、本学の学生が希望する業界は中途採用や非正規雇用が中心となり、市場全体の動向とは異なる状況となっている。また、学生やその父母等は正規雇用を強く望みながらも、進路選択への意欲や行動力が不足しているケースが少なくない。この課題に対応するため、本学では個別カウンセリングを軸にした指導を徹底し、学生一人ひとりの強みや課題に応じた具体的なアプローチにより自立心や社会性を育むことで、在学時および卒業後に自主的にキャリア活動を進められるような支援を継続した。こうした取り組みにより、卒業後進路に関するアンケートでも、担任教員およびキャリア支援部によるサポートについては満足度が高く、教職員によるきめ細かいサポートを学生から求められていることが実証されている。

キャリア支援部は他事務室とは独立したスペース(約56㎡の広さ)を確保している。室内には学生が使用可能なコンピュータ2台とプリンタ1台を設置し、WEBサイトからのエントリーや、企業情報の収集等に利用されている。その他、就職関係の資料、就職試験についての参考図書を取り揃え、職員との相談コーナーも設置し、就職活動をする学生に積極的に活用されている。

また、オンライン就活についても対策講座および機器や場所の提供を行うことでサポートをしている。

各学科・コースの専門分野に関連する資格・免許の取得支援はもちろんのこと、1年次生から就職ガイダンスを実施し、早期から就職活動についての意識づけや動機づけを行うことで、準備を整えた上で就職活動がスタートできるよう指導している。

【令和6年度の主な就職ガイダンス】

年次	時期	ガイダンス内容
1年次生	9月	OG・OB講演会(ゼミ授業内) 履歴書写真撮影会
	10月	履歴書作成講座(ゼミ授業内)
	11月	履歴書作成講座(ゼミ授業内) ゼミ別就活講座
	12月	ゼミ別就活講座 履歴書写真撮影会

	1 月	ゼミ別就活講座
	2 月	学内キャリアセミナー
	3 月	学内企業説明会
2 年次生	5 月	個別面談
	9 月	三者面談
	10 月	未内定者個別面談

各学生の就職活動状況については、学内システムを活用し教職員間で常に最新の情報共有を行い、学生指導のミスリードの削減や、よりの確な就職指導の実現を図っている。主要な企業についてはオンラインも併用した学内企業説明会の誘致等により企業担当者との関係性の強化を図るとともに、採用計画、企業説明会、インターンシップ等の最新情報を学生にフィードバックしている。

こうした就職支援により令和6年度卒業生の就職率は94.0%となり、一定レベルの就職率を維持することができた。

進学に対する支援として、本学卒業後にさらに学びたいと考える学生に対し、4年制大学の指定校推薦編入学情報を中心に、掲示や連絡アプリを活用して資料の提供を行っている。希望学生一人ひとりに個別の進路面談を行い、就職支援同様に小規模短期大学ならではの細やかな進学支援を実施している。また、担任教員やキャリア支援部職員による志望理由書添削や面接試験対策等の受験指導を行い、編入学のためのサポートを行っている。令和6年度の指定校推薦による編入学協定校数は21校であった。指定校推薦は、学生本人からの申請で学内選考基準に基づいて、教授会で承認の後に学長の許可により出願を認めている。令和6年度は1人が出願し、合格後進学している。また、母国の大学卒業後に本学に入学した留学生1人が、大学院受験に合格し進学した。海外留学に対する支援に関しては、希望者がいないため特に積極的に行っていない。

【令和6年度 4年制大学編入学の状況】

大学	入試区分	受験者	合格者
種智院大学	指定校	1 人	1 人

【令和6年度 大学院入学の状況】

大学	入試区分	受験者	合格者
京都産業大学大学院	一般	1 人	1 人

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

本学は、日本の伝統文化である華道における「和と美」という、一般的には理解が難しい教育理念を教育課程におとし込んでいることから、学生全員が日々の授業の中でそ

れを意識して取り組んでいるとは言い難い面があり、教育の目的・目標に基づいた学習成果を現代の学生にもより分かりやすく明示することは継続した課題である。

学習成果を学生が確実に理解できるよう、「学生生活のしおり」や「シラバス（講義概要）」に詳しく明記して伝達しているが、学生個々に理解の差があることは否めない。冊子の掲載内容は、前年度の反省や文部科学省の指針をもとに毎年改善を図っているが、学生が自己の学習成果を明確に把握できるようにするため、さらなる改善が必要である。学習成果の把握を補助するツールとして、各教育課程におけるルーブリックの作成やポートフォリオの利用は、本学では未整備の状態であったが、令和5年度よりルーブリックの段階的な活用を開始した。学生個々の理解度を深化させるという点では、ガイダンスや授業内での周知徹底だけではなく、状況に応じて担任との個人面談の中で指導しているが、担任個人の力量に頼らざるを得ない面もある。

入学から卒業に至る在学期間やその前後の学生支援については、継続した課題であるが、令和2年度の職員組織の改編に合わせ、教職員が一体となって行うチーム体制を整備し、令和3年度には「学生支援委員会（昨年度より学生支援センターに改組）」を発足した。チームによる支援体制によって、学生情報を把握・共有しながら対応事例を蓄積し整理していくことで、よりの確な学生支援を行うことができると考えている。メンタルヘルスの問題を抱える者を含む障がい学生の支援についても、この学生支援センターで各部門間の情報共有を行うことで、合理的な配慮ができるよう対応している。チーム体制による支援を行うことで、今後はより効果的で均一化された支援や対応が実現できると考えている。カウンセラーも積極的に学生と接する機会を増やし、気軽に相談できる雰囲気作りに取り組んでおり、学生支援センターで早い段階から情報共有を心掛け、連携強化を図っている。

さらにコロナ禍を経て、学生の多様なケアを念頭に置いた支援も必要となっている。2年間しかない短大生にとって、行事や課外活動が長期間停止することは次代への引き継ぎが途絶えることを意味する。一旦途絶えた学校行事や課外活動を立て直すべく、感染対策に留意しながら、関連部署および委員会、教職員が一丸となって取り組んでいる。アフターコロナにおける学生生活は、学習面以外においても教職員の十分な支援が必要であると認識している。

キャンパス・アメニティについては、学生からの要望を聴取しながら必要性や緊急度による対応を行っている。学生の要望が多い学生食堂については、令和2年12月にオープンした「The Terrace of Kyoto」が、その役割を担うことが可能か今後も点検する必要がある。図書館やコンピュータ等の施設設備は、本学では規模や機能面において必ずしも最新かつ高性能なレベルで提供できているわけではない。本学の教育課程を支え、より良い学習環境を提供できる教育資源を見極めながら、学生に還元できるよう整備していくことは継続した課題である。そのような状況下ではあるが、学内のLAN環境については、平成31・令和1年度に無線LANを一部施設に整備し、さらに令和2年度に国や京都府・京都市の補助金を利用し、学内の大部分に拡大整備できた。また、パソコンやタブレット端末も追加して整備している。こうした学習環境の整備で、オンラインによる遠隔授業や課題・レポートの配布・提出が可能になったが、今後これを教育活動にどう効果的に活用していくかも課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援の特記事項＞

本学はこれまで、学科・コース編成による専門分野の教育に基づき、キャリアに直結する教育課程を置き、現代社会で多様化・専門化するキャリア教育に柔軟に対応してきた。こうした学びの上に、今までも卒業後のキャリア相談にきめ細かく対応しているが、平成31・令和1年度から、在学中2年間の指導に加え、選択した進路や職種・職域との適性の合致等で特に悩みやすい卒業後3年間の支援を印象づけ、入学生・在学生・卒業生がそれぞれ時期に応じたサポートを受けられる環境とした。これを「卒業後3年サポート」と呼称し、入学時から卒業後まで計5年間のサポートしている。令和2年度にキャリア支援部を独立の組織にしたことで、本学の特長的な支援体制として一層の強化を図っている。また、令和3年度に「京都府キャリア教育支援事業」に採用されたことを受け、府内企業を誘致したキャリアセミナーを実施し、地元京都への就職サポートにも注力している。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生の支援の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の中期計画を策定するために組織された「5カ年計画委員会」の主導により、これまで様々な教学改革に着手してきた。その具体的な施策として、アセスメントポリシーの構築、カリキュラムの再整備、留学生・社会人の受入拡大、いけばな教育の再活性化等を実施してきた。また、学生サポートの施策として、卒業後のキャリアをフォローする「卒業後3年サポート」について、在学中だけでなく卒業後も視野に入れた計画を立案し、実施した。キャリア支援についてはコロナ禍の影響を大いに受けたものの、復活する経済活動を見越した積極採用に舵を切る企業が増加したことを受け、新卒求人は以前に近い状況へと改善が見られた。結果として、令和5年度卒業生は昨年度を上回る95.2%の就職率を確保することができた。「近視眼的にならない進路選択」への支援を継続実施したが、2023年10月に発表された本学の学生募集停止発表により、卒業後に母校がなくなることへの不安を感じる学生も散見した。そのため、従来以上に「内定はゴールではなくスタート」であることを在学中から意識させ、卒業後も自身による社会人基礎力の積み上げが必要であることの自覚を促す指導に努めた。

産学連携の活性化を目的として令和2年度に組織された「社会連携推進機構」は、コロナ禍の影響から学生と共同した積極的な活動はできなかったが、活動再開に向けた各方面の情報を収集している。

教育課程については、コースの新設や廃止、新学科の立ち上げなど、様々な取り組みを全学体制で実施してきたが、2025年度入学生からの学生募集停止を決定するに至った。

しかしながら、こうした状況下で、短期的に即応したものとしては、次のとおりである。本学の教育課程は、専門性や独自性の強い各学科・コースの多様な学習内容を有し

ている。それに対応する講義・演習・実習の科目バランスの相違等に関して、独自性と多様性を守りつつ、大学としての基本となる公平性の担保として、カリキュラムマップや科目ナンバリング、GPA制度を導入し、成績評価、教育課程編成や学位授与の方針との関連を明示できるようにすることを計画し実施した。令和5年度には各コースにおけるルーブリックの導入も行った。幼児保育学科は、新教育課程（教職課程、保育士養成課程）に基づいた新カリキュラムを平成31・令和1年度から開始した。この新課程でも検証を重ね、令和2年度にはさらに学習効果の高いカリキュラムを検討し、令和3年度より開始している。

次に、長期的な展望あるいは継続性を必要とするものとしては、次のとおりである。3ポリシーならびに教育課程については、国の教育政策や専門分野に対応する業界のニーズ等に対応して、新たな解釈と修正を図っていかなくてはならないが、他方、運用と効果の検証には、入学から卒業までの最低2年間を経て、少なくとも2～3サイクル（4～6年間）が必要であると考えられる。令和6年度においても、これまでの教育課程とその学習成果を点検・検証し、より質の高い教育課程を編成するための調整を実施した。

学生の卒業後の将来保証を強化するためのネットワーク構築は、企業や施設との信頼関係の構築、卒業生との継続的な関係作りについて、具体的な行動と実施の段階的な計画を立案し、実施した。

本学の学生支援については、教職協働による比較的オープンな体制が素地としてあり、具体的な計画を着実に実行してきた。まず、設備の充実化は、現在の設備の活用計画が先んじるものであり、この点でコロナ禍を通じて、感染防止対策を講じた安心安全な食事スペースの確保や、キャリア支援部のWEB就職活動をサポートする環境整備等、学生の利便性向上に着手した。次に、長期的な取り組みとしては、メンタルヘルスに関するケア・サポート体制の強化である。短期的な個別事例の対応ではなく、多様な事例の蓄積、教職員の知見の強化、必要な人員の確保等、段階的な計画を必要とするものである。チーム体制による学生支援の強化を目標に、教職員間で必要な情報の速やかな共有、保護されるべき情報の整理等に努めたうえで、学生の現状を考慮した個別の配慮も重要な課題である。令和3年度に組織化した「学生支援委員会（現・学生支援センター）」が中心となって、教職員が連携して丁寧で効果的な取り組みを実施していけるように進めている。

学生の卒業後の進路の保証については、教育課程の項で述べたネットワーク構築に並んで、ネットワークを活用できるような進路検討のプログラム、個別指導と全学指導の体系化、教職員の連携等が必要である。これも本学教育の独自性や多様性を守りながら、実践的計画について、学科会議や教学ミーティングにて検討し、実施している。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

改善計画の課題析出に基づく行動計画の実施状況については、短期的に即応できる比較的容易なものと、長期的な展望ないし継続性を必要とするものがあり、以下、その点を念頭に記載する。

教育課程についての短期的な取り組みとしては、GPAのデータの活用は始めていたが、各科目のルーブリック活用についての計画や立案は急務であった。これに関しては、

教学部とFD委員会が中心となって、昨年度から各コースで段階的な活用に取り組んでいる。また、学習成果の量的・質的なデータ、同じく学習面における学生調査や学生による自己評価についてのデータを集積し、全体的な量的・質的データを把握し評価できるようなアセスメントポリシーの具体的な運用を推し進める。また、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率の調査についても一部で未整備の状態であるため、実施と効果的な活用に向けて計画立案する。

幼児保育学科では、昨年度に引き続き、教職課程および保育士課程の新課程に基づく教育課程の運用に取り組んできた。教育課程の検証に加えて、実習や就職の支援を検証し、より学習効果の高い環境と支援の整備を引き続き行う。

次に、長期的な展望ないし継続性を必要とするものとしては、引き続き3ポリシーならびに教育課程について、国の教育政策や専門分野に対応する業界のニーズ等に対応して、新たな解釈と修正を図っていかなくてはならない。運用と効果の検証には、入学から卒業までの最低2年間を経て、少なくとも2～3サイクル（4～6年間）が必要であると考えられるため、年度ごとの調整はもちろんであるが、より質の高い教育課程を編成するための検証過程の整備を行う。

学生支援については、これまで同様、具体的な計画を着実に行動に移さなくてはならない。短期的な即応の容易なものとして、学園の設備充実は、現在の設備の活用計画が先んじるものであるが、学生アンケートや満足度調査を通した効率的なニーズの把握を、スピーディーにサービスへ還元することに、引き続き傾注する。

次に、長期的な取り組みが必要なものとして、メンタルヘルスに関するケア・サポート体制のさらなる強化は必須である。経済事情から学習の継続が難しい学生、教育的な配慮の必要な学生も増えてきている。学生に関する多様な事例の蓄積、教職員の知見の強化、必要な体制の確保等、段階的な計画を必要とするものである。教職員による学生面談等、喫緊の事例については即時的な対応を行いながら、「学生支援センター」を中心としたチーム体制により、必要な情報の速やかな共有、ならびに保護されるべき情報の整理について、緊張感をもって対応していく。

学生の卒業後の進路の保証については、企業や施設とのネットワーク構築に並んで、ネットワークを活用できるような進路検討のプログラム、個別指導と全学指導の体系化、教職員の連携等を、これも本学教育の独自性や多様性を守りながら実践的計画に年度ごとの行動予定を落とし込んだ立案をし、可能なものから実施していく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

【テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源】

【区分 基準Ⅲ－A－1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ－A－1 の現状＞

本学は、平成28（2016）年度以来、文化芸術学科、環境文化学科、幼児保育学科の3学科体制となってきたが、令和5（2023）年度、文化芸術学科と環境文化学科を統合し、改めて環境文化学科の名称下に6コース設置の新体制とした新環境文化学科は、いけばな・花デザインコース、ブライダルプランナーコース、医療クラークコース、製菓クリエイトコース、トータルビューティーコース、国際経営情報コースから成る。ただし、2年次生は文化芸術学科が存在するので、設置基準に関しては、その点をふまえたうえで記述する。令和6（2024）年度の文化芸術学科、環境文化学科の専任教員は、短期大学設置基準の条件である教員数を上回っている。幼児保育学科の所属教員は学科の設置基準に従った配置となり、文化芸術学科と環境文化学科の専任教員は、担当する専門教育分野に基づいて各学科に所属している。教養科目担当の専任教員も担当科目の特色または学科の教育体制編成上の必要性等に応じて、いずれかの学科に所属しており、学科に所属しない教員はいない。

教学内容に係る審議は、各学科教員全員が参画する学科会議で行っている。学科を横断する内容、および全学的な課題に係る案件については、教学、キャリア支援の各事務部署の部長、図書館長、3学科の学科長、学長、副学長（議長）で編成する教学ミーティングで審議し、教授会へ上程する。また、各学科の重要事項についての報告もこのミーティングで行われる。また各種委員会等でも必要に応じて検討事項を提出する。その上で、教授会が最終的な審議を行い、教学意思を明確にし、学長が最終的な判断・決定を行えるような編成としている。

専任教員の職位は、短期大学設置基準を踏まえた「学校法人池坊学園人事管理に関す

る規程」を基にして審査を行っている。学位取得、教育、研究、制作物発表等については、各教員が本学の建学の精神や教育理念に基づいて、あるべき教員像を各自の専門に反映させるという認識で、各人の専門分野における努力を促している。同時に、大学という教育機関の組織運営にあたるという観点から、個別の教育研究活動のみならず、体系的編成によって教育効果を挙げる組織目標達成のために、学内行政業務を合理的に遂行する意識を促して組織を整備している。

専任教員、および非常勤教員は、学科・コースの教育課程編成に基づいて配置している。本学の学科・コース編成とその教育内容から、専任教員、非常勤教員のいずれにおいても実務家教員の配置が多いのが特色である。

この特色があるため、通常の大学に多く見られるように、いわゆる学会等における研究業績を教員評価の主軸と一元化することは適切とは言えない。「本学の教員として必要な評価は何であるか」という観点と、「大学一般における教員評価の水準」という観点との両面から、教育・研究・学内行政を主要な観点とし、また特に研究については、幅広い研鑽姿勢を念頭に、より簡潔で適切な評価となるよう検討しつつ、実施している。

専任教員の採用、昇任に関しては、「池坊短期大学専任教員任用規程」、「池坊短期大学特別任用教員任用規程」、「池坊短期大学専任教員資格審査規程」、「池坊短期大学任期付教員任用規程」以上に準拠して運用してきたが、平成31・令和1（2019）年度に規程を改定し、「専任教員」、「特別任用教員」、「任期付教員」の区分をより明確化して、教員制度を整備し直し、令和2（2020）年度4月より正式に運用している。制度上においては、採用等の手続き、運用については教員任用委員会、人事委員会を設けているが、幼児保育学科設置の際、迅速な判断を行うために、教員任用についても人事委員会において検討する方式を採用して以来、現在もこの方式を運用している。その理由として、敢えて教員任用委員会と人事委員会を別途運用するよりも、本学組織の規模や適正な人事運用の観点から、この方式の妥当性は高いことがわかったからである。

【区分 基準Ⅲ－A－2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

＜区分 基準Ⅲ－A－2 の現状＞

本学に設置する文化芸術学科・環境文化学科における各コースは、将来の就職先となる各業界の専門性に基づいた資格取得を目指すための充実が図られていることから、専門分野の実技を核とするカリキュラム編成が多く、結果として実務家としての経験を活かした実務系教員の比率が高い。そのため、専任教員の研究業績は著作出版、論文執筆、学会発表の他、各種講習会、展覧会等の社会的文化活動の企画・実施・出展、学会運営や学会誌編集への参画、各種現場研修講師等、広域的な研究教育活動にも積極的に関与している。また、平成30年度においては、これまで本学の自主的研究団体として活動してきた「池坊文化環境学会」を、幼児保育学科教員を含む新たな「池坊文化学会」に再編し、会員による教育研究・研修の場を確保した。さらに、本学の柱となるいけばな研究を担う「華道文化研究所」においては、本年度は華道の古書研究を推進する他、華

道に関わる資料・研究文献の収集等、基礎的な研究を中心に活動を行った。専任教員個々の研究活動については、平成23（2011）年度より本学のウェブサイトにおいて毎年過去10年間の業績を更新しながら公開している。本年度の全教員の研究実績についても、著書や論文、研究の学会発表等について掲載している。

本年度の外部研究費については、科学研究費補助金に新たに3件の申請があったがそのうち1件が採択された。今後も京都産学公連携機構や大学コンソーシアム京都において申請可能な助成事業がないか積極的に調査していきたい。

専任教員の研究活動については、「池坊短期大学個人研究費取扱規程」、「池坊短期大学国内研究員規程」を定めて、個人研究の支援を行っている。その他に文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に沿う形で「池坊短期大学研究倫理に係る規程」、「池坊短期大学の公的研究費に係る規程」を整備している。教員の教育研究活動においては、こうした規程を遵守するよう教学部を中心に案内し、ウェブサイトでは日本学術振興会が実施する「研究倫理 e ラーニング」を全教員が受講するよう促している。

平成28年度には『池坊短期大学紀要』第37号を2分冊で発行し、平成29（2017）年度には、『幼児保育学科完成記念 池坊短期大学紀要』38号を発刊した。平成30年度には、「池坊文化学会」が中心となって『池坊文化研究』第1号（『文化環境学』第7号、『池坊短期大学紀要』39号）を発刊した。平成31・令和1年度には、『池坊文化研究』第2号、『2019年度教職課程年報』、令和2年度には『池坊文化研究』第3号、『2020年度教職課程年報』、令和3年度には『池坊文化研究』第4号、『2021年度教職課程年報』、令和4年度には『池坊文化研究』第5号、『2022年度教職課程年報』、令和5年度には『池坊文化研究』第6号、『2023年度教職課程年報』が発刊されている。令和6年度『池坊文化研究』第7号、『2024年度教職課程年報』の内容は、以下の通りである。

【池坊文化研究第7号 掲載内容】

氏 名	題 名
研究論文	
鶴川 陽子	「乳児保育」教授法についての研究～往還学習の効果に着目して～
北川 博司	感情史は社会福祉の歴史をいかに描きなおすことができるのか？
寿 マリコ 平岩 久里子	高等教育機関における外国人留学生のキャリア・就職支援についての 一考察ーキャリア支援担当スタッフへの聞き取り調査からー
谷 芳恵	保育学生の対人的感受性と実習不安、保育者効力感の関連についての 検討ー
吉田 直子	幼小接続期における非認知能力の育ちと自己調整学習ーピアノ学習に おける自己効力感と内発的動機づけ、メタ認知に着目して
研究・実践ノート	

森川 佳代	学校華道の取り組みについて～家庭科教員のアンケートを踏まえた授業実践～
研究論文・史料研究	
星 優也	いけばな天岩戸起源説考——神話史の視点から——伝書よりみた藤掛似水の伝と花伝
松本 公一	『花伝大成集』の基礎的研究
池坊史料研究会	【史料紹介】女学校関係記録
華道文化研究所 『臥雲華書』研究会	『臥雲華書』第四注釈（稿）下

【2024年度教職課程年報 掲載内容】（掲載順）

氏 名	題 名
鵜川 陽子	「子どもの遊び」を理解する視点—「保育内容総論」における事例検討の学び—
北川 博司	社会的養護施設に置かれている子どもたちをアドボケイトする～「憲法」における『子ども権利ノート』の学び～
谷 芳恵	保育学生の援助者としての自己の姿と課題の理解～「子ども理解と教育相談」授業を通しての学び（2）～
吉田 直子	「協働的プロジェクト学習」の成果と期待

本学では教員の研究活動を促進するため、専任教員には個人研究室が全員に配当され、各教員が打ち合わせや会議等で自由に使用できる共同研究室も設置されている。専任教員は週4日以上の出勤が規程で定められているが、この規程に従って週1日の研究日を確保することができる。また、FD活動としての教員研修会等も年間予定の中に組み込まれている。しかし、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等については、その機会が少ないことから規程として詳細に定められておらず、その都度教授会での承認を経ることとしている。

FD活動について、令和6年度は計8回の委員会を開催する等活発な活動を行った。具体的な活動としては、年2回の授業評価アンケートの実施、それに伴いFD授業見学強化週間の実施、学内FD研修会等の開催があげられる。授業評価アンケートについては基準Ⅱ-B-1で報告したが、それ以外の活動として、新任教員研修会は入職後の学内研修会以外に平成23年度から、大学コンソーシアム京都主催の新任教員研修会への参加等を積極的に促し、より効果的な授業・教育方法の改善に努めている。平成26（2014）年度から、従来の期間限定の授業公開制度を見直し、教職員間で必要があればいつでも自由に授業を見学できる制度とした。

この制度の利用を促進するため、授業見学強化期間を前期・後期それぞれ2週間程度設け、教員だけでなく職員も積極的に見学している。いけばなは本学の根源であるため、各専門分野での学びとの結びつきおよびその学びをどう活かしていくのかといった事

から、今年度新たに入職された教職員の方については、華道授業（いけばなと現代生活等）の見学を原則必須としている。

見学者は見学後、その感想を記したコメントシートをFD委員会に提出し、さらに科目担当者にフィードバックすることで授業・教育方法の改善に繋げている。本学はコンソーシアム京都の加盟校であり、本学FD委員が大学コンソーシアム京都のFD関連事業に委員として企画運営に関わっているため、他大学の情報を得る機会もある。

令和6年度の学内での教員研修会はSD・FD合同で後藤文雄氏を招いて大学において困りを抱える学生の支援について開催された。

これらの成果については「2024年度FD委員会活動報告」として、FD委員会が活動報告をデータにとりまとめ、全教職員が共有できる掲示板に挙げられている。

学習成果を向上させるための専任教員と各部署との連携は現在活発に行われている。教学部とは、カリキュラム編成をはじめ、日常的な教育活動（授業、集中講義、講演等）、FD活動、メンタルサポート、学生の自治活動（学生会、クラブ等）等について、強い連携体制を構築している。キャリア支援部とは、キャリアサポートで担任を通じて情報の共有や伝達、フィードバック等、広範で多様な連携が行われている。特に平成22（2010）年度からは授業におけるキャリア教育が導入され、キャリア支援部の協力体制の下で授業が運営されている。また、平成26年度から学内に進路サポートルームが新設され、学生の進路に関する指導・相談を教職協働で積極的に行っている。

【区分 基準Ⅲ－A－3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （１）短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- （２）事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- （３）事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- （４）事務関係諸規程を整備している。
- （５）事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- （６）SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- （７）日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- （８）事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ－A－3 の現状>

事務組織の責任体制は、「学校法人池坊学園事務組織および事務分掌規程」において、明確化されており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。

設置されている部署としては、総務部、教学部（幼児保育学生支援室含む）、キャリア支援部、研究施設等として図書館、華道文化研究所を設置して、大学の運営、学生の支援、教員のサポートを行っている

職制としては、職員から総務部長、教学事務部長、総務部課長、教学部課長、キャリア

ア支援部課長および一般職員を配置し、教員からは教学部長、キャリア支援部部長、図書館長を配置すると同時にその他必要な教職員を配置し、図書館には司書、保健室には保健師を資格に応じて配置する等、業務に必要な能力と適性を有する教職員が適切に配置されている。

各部門は、短期大学の主な業務を行う教学部、対外的な対応を主として行う総務部をそれぞれ1室に事務室として配置している。また、キャリア支援部を学生が気軽に相談できるよう図書館隣接の場所に配置している。このような配置によって、業務の連携を取りやすくするとともに、業務上必要な情報機器や情報ネットワークを効率的に整備している。

防災対策として、下京消防署の指導および消防法に基づき、防火管理者を選任して毎年度消防計画の見直しを行っている。また、教職員および併設の池坊保育園と自衛消防隊を組織し、各自の役割・避難経路・消火器設置場所の確認を行い、防災意識を高め、被害が最小限になるように努めている。

消防点検については、法定点検を年2回実施し、不測の事態に対応できるようにしている。日常的には、総務部長・総務課長・施設設備担当職員が、毎日の始業時に警備員・設備管理会社職員・清掃会社職員から日報を基に前日の報告を受け、キャンパスや設備上の異常がないか確認を徹底している。情報セキュリティ対策として、本学は個人情報等を取り扱うため、まず個々のコンピュータにデータを保存せず学内設置のサーバー機で一元管理し、このサーバー機についても施錠できる場所に設置している。このように情報漏洩の事故防止を個人レベルで対策するとともに、外部ネットワークからの不正な侵入には、内部ネットワークとの接続点にファイヤーウォールを構築することで防ぐと同時にウイルス対策ソフトを導入して、何重もの安全対策を施している。

職員のSD活動については、「学校法人池坊学園SD委員会規程」に基づいてSD委員会を中心として行っている。本年度の学内研修は、8月21日にFD委員会と共催で国立舞鶴工業高等専門学校修学支援室の後野文雄特命教授による「大学における困りを抱える学生支援に組織として何ができるか」のテーマで講演が行われ、学生支援に関する知識を教職員全員で深めた。

この他にも日本私立短期大学協会や大学コンソーシアム京都等の各種団体が行う外部研修会に職員を積極的に派遣することで、職員の能力開発を行っている。また、各部署での会議や打ち合わせ、各行事終了後の振り返りを欠かさず行うことで、PDCAサイクルが機能するよう、日常業務の見直しや事務処理の改善に努力している。

各部署との連携強化を図るため、総務部長が議長となり、原則として月2回の事務責任者ミーティングを招集し、学生の学習効果を向上するために部署間の情報共有や意見交換を行っている。これにより各部署間で早めの連絡と相談を行い、連携することで、円滑な業務遂行にあたっている。また教員が教学部、キャリア支援部の部長として任命されることで、教員組織との連携も密にしている。

【区分 基準Ⅲ－A－4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ－A－4 の現状＞

教職員の就業に関する規程は、雇用形態別に「就業規則」を制定し、変更時には法律に基づき円滑に対応している。また、就業に関する諸規程は教職員に周知を図るとともに適切な運用がなされるよう学内ネットワークで閲覧できるシステムを構築している。

教員の就業については、諸規程に基づいて適正に管理している。また事務職員の勤務時間については、授業や委員会活動への対応や健康管理の推進および時間外勤務の抑制等を図るため、時差出勤制度に関する規程を定め管理している。

時間外勤務についても、毎年教職員代表との協議により限度を定め、36協定として労働基準監督署へ提出している。教員の増垣手当も基準となる時間を超えて授業を担当した場合に、支給基準に基づいて支給している。職員については、毎月開催の事務責任者ミーティングにおいて勤務状況を把握の上、長時間労働を回避し健康で勤務できるよう必要な対策を実施している。また、本年度より事務局窓口時間を短縮し、日中のコアな時間帯に集中してサービスを提供することにした。

令和2（2020）年4月より新人事評価制度に移行したが、本学が令和7（2025）年度以降の学生募集を停止することを受け、本学教職員の中心的課題は2026年3月の全員の卒業に向けて教育・研究・学生サービスの向上に注力することになった。この状況下でこれまでの人事評価の手法ではなく、より教職員全体の団結や士気を高める方法で教職員の努力に報いることとした。

育児・介護休業制度についても法律改正に則り、規程改正を行い、より働きやすい職場づくりに努めている。

＜テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源の課題＞

最大の課題は、現状の維持である。これは何も改善しなくていい、課題はない、ということではなく、最後の卒業生を送り出すまで、教員配置や教育の充実という観点から、より適切な配置の必要性等が生じる場合には、これを改善していかななくてはならない。しかし、改革改善を重ねてきた現体制とその内容を、募集停止を決定した以上、最後まで担保することが、何にもまして重要であることは論を俟たない。したがって、積極的な意味で現状維持を課題として掲げることは、この場合、適切かつ重要なことである。

＜テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ－B－1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ－B－1 の現状>

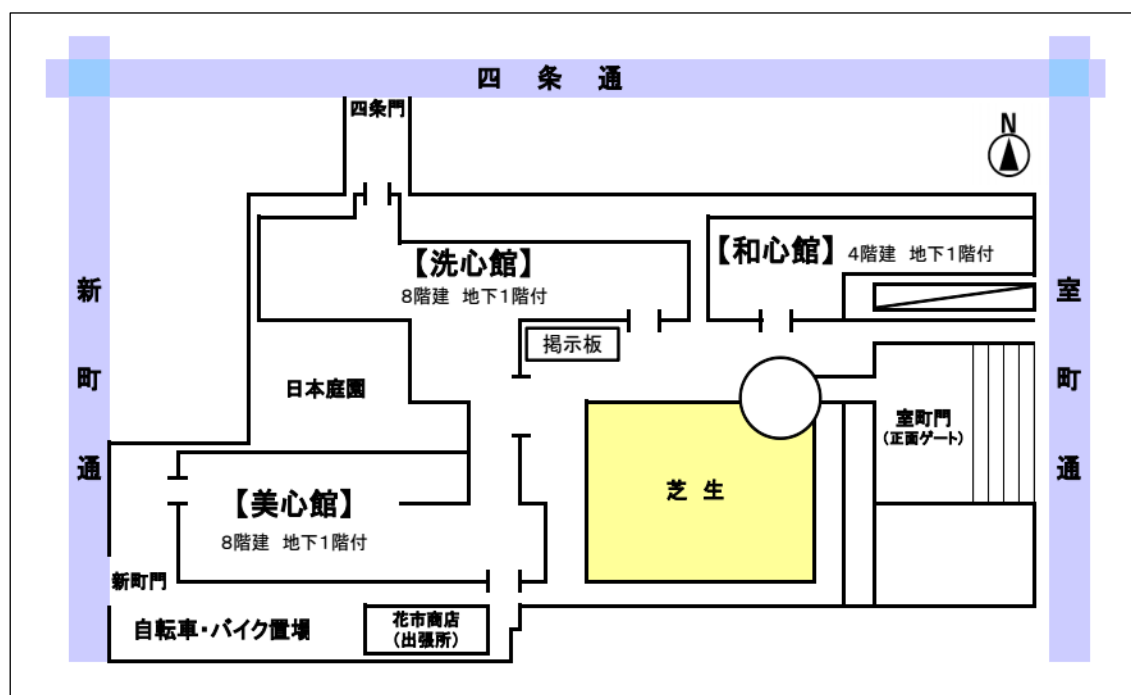
短期大学設置基準および教育課程編成に基づいて校地、校舎、施設設備、教育機器備品については基準を充たしている。また、コロナ禍および平常授業における遠隔（オンライン）授業への対応のため、ネットワーク回線の高速化を図っている。

【校地について】

校地面積は6,224㎡であり、短期大学設置基準である5,500㎡を充たしている。なお、京都市の中心地にあるため運動場を保有していない。

【校舎について】

校舎面積は14,454㎡であり、短期大学設置基準である4,650㎡を充たしている。障害のある学生への対応として、正門エントランスの横には段差をなくした出入口や校舎北側にスロープとなっている四条門がある。また、専用エレベーターを各棟に設置して対応している。さらに校舎内のラウンジに専用トイレを設置している。



【教室について】

文化芸術学科（募集停止）・環境文化学科・幼児保育学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、講義室、演習室、実験・実習室を配置している。そのほか本学の建学の精神である「和と美」を全学生が実践する場として華道教室や百十畳の広さを誇る茶道教室等の実習教室を設置している。

環境文化学科の6コースに関連して、より専門的な実習が行えるように充実した実習室も用意している。具体的には、ブライダルプランナーコースではテーブルマナーを学び、模擬披露宴を実施できるブライダル実習室を、また、トータルビューティーコースには本格的なメイク実習室やネイル実習室、製菓クリエイトコースには国家資格である製菓衛生師の養成施設としての製菓実習室を用意している。また、幼児保育学科については、音楽教室2室、ピアノ個人練習室20室、造形教室2室、リトミック室を設置している。

各教室の機器・備品については、華道教室には花器、剣山、花鋏等を、また、茶道教室には茶道に必要な茶碗、釜、柄杓等それぞれの実習に必要な備品を備えている。ブライダルプランナーコースが使用するブライダル実習室ではテーブルマナーや模擬披露宴を行うためのテーブルセットや食器等を準備し、トータルビューティーコースではメイク実習室・ネイル実習室に実習で使用する専用の机や道具類とともに、撮影が行えるスタジオ設備を整えている。さらに製菓クリエイトコースが使用する製菓実習室には大型の冷蔵庫をはじめ、ホイロ・オーブンなど実習に必要な充実した機器とともに指導者の手元が見える大型モニターを設置し、視覚的に学習を補助する工夫を行っている。幼児保育学科では、音楽室2室にグランドピアノや電子ピアノ等の楽器を、造形教室には授業で使う工具や文房具を用意し、リトミック室には巧技台、跳び箱などリトミックに必要な教育環境を整備している。

また、71教室（コンピュータ演習教室）に37台（教卓1台を含む）のコンピュータを設置し、主に医療クラークコースの演習授業や各学科・コースの授業での利用を通じた情報教育に利用している。さらに多くの教室で無線LANの利用が可能で、国際経営情報コースを中心にパソコンとネットワークを活用した授業が展開されている。

講義教室においてはプロジェクター、マイク、AV機器を設置し、視聴や投影等に対応できる機器を備えている。加えて教学部に授業貸出用のCD再生機器、デジタルカメラ、コンピュータ、プロジェクター、レーザーポインター等を常備し、授業の必要に応じて対応できるようにしている。

なお、本学においては通信による教育課程は設置していない。

【図書館について】

図書館の面積は専有延床面積495.17㎡である。64,000冊の収容能力があり、展示コーナー、PCコーナーがある。本学の立地面積との対比、および学生数や利用度に照らして需要に応じるだけの設備を備えている。

蔵書数は54,887冊、AV資料は530点あり、閲覧座席数は56席である。閲覧座席数にはコンピュータ設置の座席を含んでおり、DVD資料の閲覧等が可能なPCコーナーとしてコンピュータ12台を設置している。

購入図書の選定については、図書館運営委員会を中心として各学科の教員から募った推薦図書、非常勤教員および学生からの購入希望にもとづき購入を決定するシステムが確立している。図書の廃棄については本学図書館規程に定められた手続きに従って定期的に行っている。

学習に必要な参考図書、関連図書は、学科・コースの新設や改編に合わせて、必要となる図書の整備をしている。また、本学オンライン目録も公開しているので、いつでも、どこからでも蔵書検索が可能である。

【体育館について】

体育館は、和心館4階に368.88㎡の広さを持つ体育館があり、体育の授業のほか、クラブ活動等に活用できる適切な面積となっている。また、学内に併設している池坊保育園への貸出も行っており、日々の保育活動や運動会で利用されている。

美心館	8F	茶道教室					洗心庵	
	7F	華道文化 研究所	共同研究室	ミーティング ルームⅠ	学生 サポートルーム	教員研究室		
	6F	第1会議室		第2会議室	メイク準備室	262教室 【メイク】	261教室 【メイク】	
	5F	252教室 【造形】		造形準備室	倉庫	製菓準備室	251教室 【製菓】	
	4F	243教室 【造形】		造形準備室	第3 会議室	242教室 【ブライダル】	ブライダル 準備室	241教室
	3F	図書館			キャリア支援部			保健室
	2F	総務部 教育事業部 学長IR室			教学部	幼児保育 学生支援室	入学広報部	非常勤講師室
	1F	アートフォーラム 悠々						
B1F	こころホール							

【 和 心 館 】			
4F	体育館		
3F	333教室	331教室 【ネイル】	332教室
2F	池坊保育園		
1F	池坊保育園		
B1F	調弦室	楽屋	

【 美 心 館 】												
8F	ミーティング ルームⅡ	クラブルーム	教員研究室				学生会室	(渡り廊下)		8F	洗心館	
7F	72教室【講義】			情報準備室		71教室【パソコン】			(渡り廊下)			7F
6F	64教室 【音楽】	楽器庫	63教室 【ピアノ個室】		62教室 【電子ピアノ】		61教室 【ピアノ個室】		(渡り廊下)			6F
5F	53教室			52教室		51教室			(渡り廊下)			5F
4F	45教室			44教室	43教室	42教室	41教室	244教室	多目的ルーム	4F		
3F	33教室 【華道】	32教室 【華道】	31教室 【華道】			花器倉庫2	華道準備室	応接室	事務室	3F		
2F	22教室 【華道】			21教室 【華道】			花器倉庫1	学長室	理事長室	2F		
1F	ラウンジ「みる」							室町正面入り口		1F		
B1F	アセンブリホール【リトミック室】											

【区分 基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ－B－2 の現状>

【規程整備・施設設備管理】

本学では、関連規程に基づき施設設備の維持管理を適切に行っているが、機械、電気、消防設備、ネットワーク等の管理・保守は専門業者に委託し日々の管理、定期的な点検と緊急時の対応を行っている。また、建物全体の清掃についても外部の専門業者に委託し実施している。

【火災・地震・防犯対策】

防災、防火に関する設備として、学舎内の各所に消火器や消火栓を設置し、教室や事務室に火災感知器、防火扉を設置している。消防法に基づき消防施設等の専門業者によ

る定期点検を年2回（2月、8月）実施し、点検結果に応じて更新の必要な消火器、消火栓、火災感知器の入れ替えを行っている。防犯に関しては、昼間の警備は外部委託の警備員を人、自転車、車の出入りが多い箇所に重点的に配置し、定期的にキャンパス内の巡回を行うことで監視し、無人となる夜間は機械警備を導入し、安全なキャンパスの維持に努めている。

【コンピュータセキュリティ対策】

情報機器の構築・管理については、教室・研究室等をシームレスでかつセキュリティを確保するため、統合的セキュリティゲートウェイならびにレイヤ3スイッチングHUBを中心としたファイアーウォールを設けたネットワークを構築している。さらに、講義や研究の妨げとなるコンピュータウイルスやスパイウェアによる被害を防止するため、ウイルス対策ソフトを導入し、安定かつ安全に利用できる情報環境を構築している。

【省エネ・省資源対策】

省エネ対策については、国や自治体が脱炭素のライフスタイルへの転換を進める中、また経費節減の上からもクールビズを積極的に取り入れ、冷房温度を高めに設定するなど個々が心がけるよう学内に周知徹底している。また館内に設置する空調設備は、機械室にて各空調機器を集中コントロールすることができるため、設定温度、消し忘れ等を管理している。

また、京都市では「快適な生活環境の保全」、「公衆衛生の向上」、「国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成」を目的として、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（しまつのこころ条例）を制定し、ごみ減量に関する取組等を進めている。本学もこれに基づきゴミ年間排出量を減らすなど地球環境保全に努めている。

【ネットワーク・Wi-Fi環境の整備】

国・自治体の補助金を活用し、基幹LANの増強（1GB）や教室等へのWi-Fi環境の増設、プロジェクターの設置をおこない、多くの教室において遠隔授業が可能となる環境を整備している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

教室等の情報環境は一定改善されたが、従来の設備のままの教室や空調機器等の老朽化など早急に改善すべき設備も存在している。過年度に大型空調機器の更新を行ったが、令和7（2025）年度以降の学生募集停止という状況もあり、現在の設備・機器を維持管理しながら運用することになっている。

資産管理等の規程はすでに整備されているが、今後も規程に則った管理を継続しておこない、維持管理に努める。

防災に関しては、火災に対する訓練等はおこなっているが、将来起こり得る南海トラフ規模の地震を想定して、総合的防災対策の構築が必要である。

情報セキュリティは現状できる限りの対策をとっているが、コンピュータ技術が急速に進歩する状況に対応できるよう、さらなる強化が求められる。

また、クールビズ等の省エネ対策を継続的に周知徹底すると同時に、猛暑対策を万全

にして学生の学習環境や教職員の労働環境を守ることが重要になっている。

＜テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ－C－1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。”
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ－C－1 の現状＞

文化芸術学科（募集停止）・環境文化学科・幼児保育学科の教育課程編成・実施の方針に基づいた授業を遂行するため、本学にはコンピュータ演習教室（71教室）を1室設置している。コンピュータ演習教室にはデスクトップコンピュータ37台（教卓の1台を含む）とカラーレーザープリンタ2台を設置し授業に対応している。

コンピュータ演習教室は、各学科での授業、特に環境文化学科の「基礎ゼミ」、「専門ゼミ」での使用や、教養教育科目で設置する「情報リテラシー（基礎・応用）」で情報コミュニケーション能力の向上に向けた授業等で活用している。他の一般教室で教員がコンピュータを利用する場合は、教学部が管理しているノートパソコン5台、iPad12台、Wi-Fi機器を貸し出し、質の高い授業を維持できるよう努めている。また、コロナ禍を契機として、学外にいる学生との連絡を密にするため、ポータルサイトを構築し、学生への情報や課題の提供等を容易に行えるよう整備した。

学生の就職活動等の支援を行うキャリア支援部には、デスクトップコンピュータ5台とモノクロレーザープリンタ1台を設置している。また連絡アプリ”My i d”を活用して必要に応じて学生とメッセージのやり取りをする等、キャリア支援の充実を図っている。

本学のネットワークシステムは、国立情報学研究所（N I I）のネットワーク（S I N E T）に接続しており、令和２年度に回線容量を１ＧＢに拡大した。この外部接続ネットワークとともに教室、研究室、事務室等全館を結ぶ学内ＬＡＮを整備し、教育、研究、事務業務等の効率化、高度化を図っている。

情報機器・設備の維持管理等の専門的な支援については、総務部および教学部が窓口となり、必要に応じて専門業者に対応してもらうことで、授業、業務に支障のないよう迅速に対応している。

- ① ７１教室　３７台（デスクトップ型）
- ② 授業貸出用（教学部管理）　８台（ノート型）
- ③ 学生貸出用（教学部管理）　５台（ノート型）
- ④ キャリア支援部　３台（デスクトップ型）

これまでの整備において、学生が利用可能なＷｉ－Ｆｉ環境を大きく改善し、現在は学内の主要な教室やラウンジ等で利用できるようになった。

＜テーマ 基準Ⅲ－Ｃ 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

教育課程編成実施の方針に基づいた授業を遂行するため必要な機器を設置し、教育資源は不足のない状態ではあり、学生にとって利用しやすいホームページの抜本的改善も行ってきた。今後は、募集停止の状況の中で、ＡＩ技術の進展に合わせたソフトウェア利用にどのように取り組むかが課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ－Ｃ 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

【テーマ 基準Ⅲ－Ｄ 財的資源】

【区分 基準Ⅲ－Ｄ－１ 財的資源を適切に管理している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (１) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去３年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の２０％程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

- ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③年度予算を適正に執行している。
 - ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ－D－１ の現状＞

資金収支および事業活動収支の収支状況は過去３年間含め連続して赤字となっている。資金収支においては、令和４年度は１３５，８２３千円の赤字、令和５年度においても１２７，２０１千円の赤字となり、令和６年度においても２０６，６７８千円の支出超過となった。

令和６年度の入学者数においても、昨年度に比して２１名減となり非常に厳しい状況となっているが、入学定員を減らし募集停止を公表した結果であり、学生生徒納付金収入の減少へ直結することとなる。

本学の令和４年度～令和６年度における入学者および在籍者の充足率は下記の通りである。

年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
令和６年度	150 名	112 名	74.6%	400 名	239 名	59.8%
令和５年度	250 名	133 名	53.2%	500 名	324 名	64.8%
令和４年度	250 名	198 名	79.2%	500 名	362 名	72.4%

入学定員および収容定員の未充足が長年続いており、令和６年度に入学定員を減少させたことで入学定員充足率が７４．６％と回復した。また収容定員充足率においては５９．８％と昨年度よりも減少している。本学の収入は納付金が大きく占めており、学生数の減少は学生生徒等納付金収入の減少に直結するため非常に厳しい状況である。支出においては、経常的な経費は日常から削減に努めているが、施設設備として空調の経年劣化による更新など余儀なくされる案件もあり支出を減らすことができない状況である。

事業活動収支においては、支出超過が慢性化しており、その要因としては減価償却費が大きいこともあるが、根本的に資産を持続させるだけの収入がないことに代わりはな

く、募集停止を発表している現状で黒字化するのは困難な状態である。

令和7年3月31日現在の貸借対照表による学園の財務状況において、資産の部合計は5,152,274千円で、前年度末より270,867千円減少した。その要因としては、有形固定資産において減価償却により87,322千円減少したこと、流動資産の現金預金が184,447千円減少したことが主な要因となっている。負債の部合計は155,672千円で、前年度より64,188千円減少した。これは、流動負債の前受金107,920千円が減少し、50,000千円の借入れをしたことが主な要因となっている。

基本金のうち、第1号基本金は図書および機器備品の購入があったことにより、2,847千円増加している。

その結果、令和6年度末における純資産は4,996,602千円となっている。純資産としてはそれなりの金額を保有しているが、資産の大半は固定資産であり現金預金としては大幅に減少している。令和7年度以降の募集停止をしたことにより、収入の見込みは限られたものになるため、今後は金融機関からの借入で賄うこととなる。

退職給与引当金については、82,673千円で期末要支給額58,598千円の100%を基に私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

資産運用については、「学校法人池坊学園資金運営内規」を施行しているが、現時点において運用は一切していない。

經常収入に対する教育研究経費比の割合は、本年度は70.0%で過去3年間の平均としては59.8%となっており、短大法人の平均が31.5%なので、非常に高い水準となっている。また、教育研究用の施設設備については、経年劣化による機器の故障等には早急な対応をおこなっており、適宜修繕等も含めて予算化するような体制を整えており、学習資源（図書等）については、各学科に適切に配分されるようにしている。

令和2年1月30日の理事会において「学校法人池坊学園中期計画（2018年度～2022年度）」を策定したが、その後、募集停止の発表となったため中期計画は頓挫することとなった。

しかしながら例年予算編成方針と策定し、常任理事会で決議した後、各部署に対し予算編成を指示している。各所部署から提出された予算要求書を基に、総務部にて集計・検討し、学園の計画との方向性や整合性を踏まえて予算折衝を行っている。予算書は、前年度3月末開催の理事会および評議員会で諮問・審議されて決議している。

なお、決議された予算書は総務部（法人）を通して教授会および事務責任者ミーティングで周知されており、予算の執行は、各部署の事務責任者（課長職）を執行責任者としているが、日常的な経費以外は、予算計上の有無を問わず起案書決裁を原則とし、毎月の予算執行データを総務部から各部署に伝達し、適正な予算執行に留意している。

また、日常的な出納業務は総務部が行い、総務課長が確認をし、経理責任者の総務部長を経て常務理事に報告されている。資産及び資金の管理と運営についても、公認会計士指導の下、管理台帳および出納帳も含め適切な会計処理に基づき記録をおこない、安全かつ適正に管理している。

日々の財政等は試算表に基づき月次報告書を作成し、経理責任者および理事長、常務

理事への報告、また月 1 回開催の理事会でも報告しており、経営判断の一助としている。

また公認会計士の監査にて期中・期末決算監査、現金・預金・固定資産実査、財務諸表・収支計算書チェック等を行っている。なお、監査等で指摘を受けた場合は、その都度担当部署で改善策を検討し迅速に対応している。公認会計士は毎年度、監事の決算監査に立ち会い、監事からの質疑に対して分かりやすく適切に対応している。

資産及び資金の管理・運用は、学校法人池坊学園経理規程および学校法人池坊学園資金運用規程に基づき、安全かつ適正に管理されている。なお、外部資金として京都市と協定を締結した「ふるさと納税を活用した地域との連携強化」を実施した結果、本学を指定しての寄付をいただけたため、該当額を地域との連携強化に充てることができた。

【区分 基準Ⅲ－D－2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ－D－2の現状＞

本学においては、18歳人口の減少、四年制大学志向など近年の社会的趨勢の影響を受け、長年に亘り入学志願者の減少に歯止めがかからず、入学者数が年々減少してきた。

このような状況のもと、近年の短期大学の置かれている社会的状況を考慮すると、入学者数の定員充足は厳しく、経営改善はますます困難を極めると判断し、令和5（2023）年9月28日の理事会・評議員会において令和7（2025）年度以降の学生募集停止を決議するに至った。

今後全在学生在が無事に卒業ないし新たな進路を開拓できるよう、教育の保証と教学体制を含む教学環境の整備を確実に進めていくための財政基盤を整えなければならない。

このような状況の中、学生数の減少に伴い授業料収入や経常費補助金といった収入は減少したが、教学・事務体制を維持するための固定費に大きな変化はなく、支出の抑制を図るとともに借入金による収入増を進めてきた。

＜テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源の課題＞

資金収支および事業活動収支において、入学者数の減少により、教育活動資金収支差

額が昨年度に引き続き赤字となった。そのため、私学事業団が示す「経営判断指標に基づく経営状態の区分」においてはD2を継続しており、経営状態が芳しくない状態は否めない。納付金等収入の面としては入学定員数および収容定員数未充足が続いており、入学定員の削減を決定した。また、その他の収入増のため科学研究費など外部資金の獲得については、新規採択に至っておらず、分野としても非常に厳しい状況である。

募集停止したことによる財政計画は非常に厳しいが、今後も経営・運営については理事会にて明確に示し、それを教職員が理解して全学生の卒業まで維持できる環境を整備していくことが重要課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

財政については、入学者数が減少していることもあり、支出超過となっており、資金収支および事業活動収支においても赤字が続いている。そのため募集活動に力を入れていたが、経営状態の悪化が続き令和7年度以降募集停止することとなった。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

財務内容としては、慢性的な支出超過が見られ、その要因である学生の定員確保をめざしていたが募集停止を決定したため、今後は、学生からの新たな収入や補助金の増加などの見込みがなく、非常に厳しい状況が予測されるため、金融機関からの借入を適宜進め全学生が卒業できるように財政を維持することが必要である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ－Ａ 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ－Ａ－１ 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③理事長は、毎会計年度終了後２月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

【区分 基準Ⅳ－Ａ－１の現状】

- (1) 理事長のリーダーシップ
 - ① 理事長の選任は、学校法人池坊学園寄附行為第１２条において、「第７条第１項第１号から第４号に規定する理事のうち１名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。」と定めている。理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学園の発展に寄与する経営の最高責任者として、リーダーシップを発揮している。
 - ② 理事長の職務については、学校法人池坊学園寄附行為第１２条第３項に、「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。」としており、理事会および常任理事会、評議員会などにおいてリーダーシップを発揮するとともに、他の理事、監事、評議員の意見を踏まえて学園の方向性を決定し、適切なガバナンスの発揮に努めている。
 - ③ 決算および事業の実績の報告等は、学校法人池坊学園寄附行為第４０条（決算

および実績の報告)において、第1項で、「この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。」と定められており、監事の監査を受け、5月理事会の議決を経た決算および事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支決算書および事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ① 理事長は、短期大学の運営に関する責任主体が理事会(理事長)にあることを認識し、そのための役割と責任を果たしている。定例の常任理事会を原則毎週に開催し、理事会に先立って必要議題を諮問している。定例理事会は、5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回開催している。また、寄附行為第24条の評議員会で、評議員会は理事長が招集すると規定し、理事会に先立って必要事項を諮問している。開催は毎年5月、11月、3月としている。
- ② 理事長の職務については、学校法人池坊学園寄附行為に基づいて理事会を開催し、議長を務めている。理事長は、理事会における議論および報告を通じて、理事の職務執行状況を監督している。また、理事会は、定例と臨時で開催しているが、臨時については、寄附行為に関わる重要事項や法人事業計画等の理事会の審議を必要とする事項など、必要に応じて臨時の理事会を開催し、最終意思決定を行っている。
- ③ 短期大学の自己点検・評価において、理事長は、自己点検・評価委員会で検討を重ねた結果を同委員会において総括している。さらに、理事会で審議することにより決定を行っている。
- ④ トップマネジメント体制として、法人の意思決定や運営責任は理事会であることを原則として、理事会の方針決定や計画の執行等についてガバナンスの改善に務めている。また、理事長は日頃から、学園および短期大学の発展に必要な情報の収集を行い、学園の経営に生かしている。また、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会への議案は、毎週定例開催の常任理事会で議題として取り上げ、学長、常務理事、副学長の意見を聴取して取りまとめ、学園の方針や教育活動等について改革と改善が円滑に推進できるよう運営を行っており、理事長は学校法人の業務を総理している。
- ⑥ 理事会は、短期大学の運営に関して法令遵守を旨として、私立学校法、教育基本法、学校教育法、短期大学設置基準等に従う法的な責任があると認識している。また、学校運営の基本となる学則の改正、および理事会の承認が必要とされる重要な規程の改正については、理事会での承認を経て整備している。

(3) 理事は、法令および寄附行為の規定に基づき適切に構成されている。

- ① 理事の選任にあたっては、学校法人池坊学園寄附行為第7条により、学長、学院長、評議員、学識経験者から選任している。また、学長、学院長、評議員から選任された理事は、職を退いたときは、理事の職を失う。

- ② 理事には、理事長から建学の精神をはじめとして学園の経営方針および短期大学の運営状況などを説明している。理事はこれらを十分に理解した上で、自らの学識および見識に基づいて法人運営に携わっている。

＜テーマ 基準Ⅳ－Ａ 理事長のリーダーシップの課題＞

第一期経営改善計画書の最終年度が平成２９（２０１７）年度であった。平成３０（２０１８）年１月１１日の私立大学共済事業団・経営支援室による現地ヒアリングの際に、学園は、ガバナンス、および理事長のリーダーシップについて厳しい指摘を受け、現行の常任理事会の規程や運営の見直しを行ってガバナンスの改善を図っている。

理事長は、学園全体の経営を統括する責任者として、リーダーシップの適切な発揮を図ることに努めている。本学園においては、ガバナンスの強化はもちろんであるが、令和７（２０２５）年度から短期大学の募集停止が決定したことにより、閉校から解散までの対応を確実に実施するため、理事長のリーダーシップが一層重要性を増している。

＜テーマ 基準Ⅳ－Ａ 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅳ－Ｂ 学長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ－Ｂ－１ 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （１）学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- ①学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- （２）学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ①教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③学長は、学生の入学、卒業、課程の終了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

- ⑤教授会の議事録を整備している。
- ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ－Ｂ－１ の現状＞

学長は、本学の建学の精神「和と美」の中核となる華道教育を基盤として、高等教育期間の教育と研究を推進する教学体制の構築と発展に努めて、短期大学の向上・充実をはかるリーダーシップを発揮している。募集停止を決定するにあたっては、教学上の学生利益、入学希望者の動向、教学組織の状況等に鑑みて、最善の時期の選択に、学長の意見は大きく貢献した。

本学の学長は、「池坊短期大学学長選出規程」に則って選出され、教授会では議長として、諸会議体の意見を尊重しながら最終的な判断を下し、そうした判断を通じて、各種委員会においても学長としての指導性が発揮されるよう努めている。学生指導については、学則において、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）を含めて適切な手続きを定め、積極的に校務を司っている。各教員ならびに各職員に対しては、きめ細かい対話、意見聴取、直接的な指示の機会を設定しながら校務をつかさどり、全学を統督している。学長は、高等教育の実状と諸政策、また実際の教育機関運営について、高度な識見と実務経験を有し、教育に対する倫理観と使命感をもって職務に当たっている。学長の選任は理事会決議に基づき、教学運営の職務に励行している。

教授会は池坊短期大学学則第４９条にしたがい、適切に運営されている。教授会は「池坊短期大学学事運営規程」に則って学長が招集し、その議長を務めている。定例教授会は原則として月１回（入学試験判定がある月は２回）開催している。教授会構成員は教授および教学系役職者であり、その他の専任教員は陪席として参加する教授教授会形式を採用している。毎回、議長である学長が司会を務め、構成員中２名が議事録署名人を輪番で担当している。事務局は教学部が担当する。

教授会の審議には、教学ミーティング、学科会議等の審議を経て諮る案件、あるいは各部署から直接教授会に諮られる案件等がある。大きな課題については前者の手順で、慣例的な課題については後者の手順で提案される事例が多い。学長は、学校教育法（平成３０年５月２５日に改正）を教授会で確認し、短期大学という教育研究機関として適切に運営している。特に入学、卒業、課程の修了、学位授与、教育研究に係る重要事項について、学長は教授会の意見を十分に聴取の上、決定している。

教授会の議事録は、毎回事務局が記録作成して、教授会構成員が確認し、次回教授会において承認、その後、議長、および議事録署名人が署名・捺印して、教務部において保管する。

教授会においては、学習成果および学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育目標に沿った教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）について、科目の見直しや資格の検証等の折があるごとに確認し、認識を共有している。また、学生の学習成果については、教学部からの学生の単位修得状況、資格・免許の取得状況、実習等の成果、キャリア支援部からの就職の成

果等の報告を通して、教授会での情報共有がなされている。

教授会の下に設置している主な会議体・委員会等は、次の通りである。

【教学ミーティング】

教学関係の主要な長によって構成される。学内における諸課題を、教授会へ上げる議題・報告案件とすべきか否かを検討するのが基本的な役割である。ここで検討した内容は、必要に応じて学科会議、教授会等に諮っている。会議メンバーは副学長を議長に、学長、学科長、各部署の教員部長である。

【学科会議】

学科固有の課題や学科間で意見をまとめて教授会に上げる必要がある案件のための、会議である。構成員は学科所属の専任教員で、2学科それぞれに開催する。「池坊短期大学学科会議規程」に則っている。

【教職課程委員会】

教職課程委員長が招集し、教職課程のカリキュラム編成、教育実習、その他教職課程の管理運営に関することを取り扱い、審議する。「池坊短期大学教職課程委員会規程」に則っている。

【幼児保育学科実習委員会】

幼児保育学科実習委員長が招集し、教育・保育実習の基本的な企画・運営、教育・保育実習における学生の評価、その他、教育・保育実習の管理運営に関することを取り扱い、審議する。「池坊短期大学幼児保育学科実習委員会規程」に則っている。

【FD委員会】

FD委員長が招集し、教員の教育研究活動の向上、能力開発に関する検討を行い、研究から教育への効果的な還元および教育の質保証を図っている。「池坊短期大学FD委員会規程」に則っている。

【自己点検・評価委員会】

自己点検・評価委員長が招集し、自己点検・評価を推進している。令和6（2024）年度の委員は16名（委員長を含む）で、「池坊短期大学自己点検・評価委員会規程」に則り運用している。

【教員任用委員会】

学長が委員長となって招集し、専任教員の任用にかかわる選考を公正かつ迅速に行うことを目的としている。「池坊短期大学専任教員任用規程」に則っている。ただし、現在、この役割は人事委員会に委託されており、実働していない。

＜テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップの課題＞

学長は建学の精神を十全に理解し、積極的な姿勢で臨んでおり、教授会の円滑な運営をはじめとする恒常的な業務の他に、本学活性化のための新たな構想にも取り組んできている。今後は、募集停止という決定以降の最後の卒業生送り出しまで、教学体制を維持し、教育、学生支援等が質を落とすことなく行われることを指導・監督していくことが求められる。

＜テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップの特記事項＞

国による諸政策の最新動向、大学間の情報等、学長は広くこうした情報に通暁し、学内改革に反映させる姿勢を有し、その情報と姿勢の学内的共有に努めている。

【テーマ 基準Ⅳ－Ｃ ガバナンス】

【区分 基準Ⅳ－Ｃ－１ 監事は法令等に基づいて適切に業務をおこなっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (１) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (２) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (３) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ－Ｃ－１ の現状>

監事は、理事会に毎回出席して理事の職務遂行状況を監査するとともに、必要に応じて法人業務または財産の状況について意見を述べている。

また、会計監査を委託している公認会計士事務所による会計監査のうち、決算時には意見聴取を実施している。毎会計年度の監査報告書は、毎年度５月末に開催される理事会、評議員会で決議し、会計年度終了後２ヶ月以内に完成している。

また、本学園における内部統制の有効性を高めるため、業務の監査機能を強化するために、内部監事室を設けコンプライアンスの実現に努めるため月１回監事による業務監査を行うと同時に定期的に理事長および常務理事、総務部長による情報交換会を実施している。

【区分 基準Ⅳ－Ｃ－２ 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (１) 評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (２) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ－Ｃ－２ の現状>

評議員会は、寄附行為第２２条（評議員会の選任）に基づき、理事定数（７人以上１０人以内）の２倍を超える数（２２人以上２６人以内）で構成されており、現員は２３名である。

また評議員会は、定例として年３回開催している。定例３回の評議員会のうち、１回目は５月に開催され、前年度の決算や事業報告等が報告されている。２回目は１１月に開催され、理事会から諮問された当年度の補正予算が説明され、評議員の意見を聞いて

いる。3回目は3月に開催され、理事会から諮問された次年度の予算や事業計画について説明がなされ、評議員の意見を聞いている。特に、評議員会の諮問事項とされる予算、事業計画については、先ず理事会にて評議員会にかけべき議案の原案を諮り、評議員会にて評議員の意見を聞き、再度理事会を開催し最終審議をする形態をとっており、より厳密な運用を行っている。評議員会では、理事会において決定した案件や、上記諮問事項以外の案件も適宜報告がされている。短大の運営状況や広報物の配付、短大で開催される行事の案内等も報告され、評議員は学園内の業務や運営状況等を把握した上で、それぞれの立場から意見を述べている。

【区分 基準Ⅳ－C－3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公開・公表している。

<区分 基準Ⅳ－C－3 の現状>

本学は、教育情報、財務情報を本学ホームページに積極的に掲載することで広く一般に公表・公開している。今後も引き続きホームページを活用して公開を進める。また、学園の諸活動（教育・研究・地域貢献）についても積極的に発信し、保護者を含むステークホルダーへ告知していく。

<テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証以降も18歳人口の減少、4年制大学志向の高まりに伴う本学志願者の減少傾向に歯止めがかからず、令和5（2023）年9月の理事会において令和7（2025）年度以降の学生募集の停止を決定した。学園として責任ある経営ができる間に閉校することは、理事長、学長のリーダーシップなしにはなし得ないことであった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和8（2026）年3月の閉校に向けて、学生の教育保証、教職員の教育、研究、

業務の継続を図るための財政基盤の構築など重要課題が山積している。それらを解決するためには、理事長、学長のリーダーシップの発揮が重要となる。令和7（2025）年4月からは、変更後の「学校法人池坊学園寄附行為」が施行されることになり、理事、評議員の兼務禁止や評議員会が理事選任機関となるなどその責任が一層強化される。

社会に信頼される得る公正で透明性の高い理事会、評議員会を組織し、継続的にガバナンス改革を実施することに努める。

池坊短期大学 自己点検・評価報告書
令和7（2025）年度

令和7（2025）年9月発行

編 集 池坊短期大学 自己点検・評価委員会

発 行 池坊短期大学

〒600-8491 京都市下京区四条室町鶏鉾町

T E L : 075-351-8581

F A X : 075-351-8588

<https://ikenobo-c.ac.jp>

印 刷 池坊短期大学